

平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成28年12月5日（月曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長 兼総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定いたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(浅井武光君) 本日、説明を求めた出席者は理事者21名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 鈴木雅史君、8番 中根久治君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡潔明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、先の通告順に質問をします。

初めは、「幸田町」の読み方であります。今の日本も「にほん」か「にっぽん」かでふらついておりますが、地名ですから時代とともに読み方は変化をするものだと思います。

私の住んでいます「ふこうず」も知る限りでは、「ふこうす」、「ふこうぞ」、「ふこうづ、つに点々」、「ふかうそ」と5種類があったようです。

漢字表記も5種類ほどが確認されています。

「幸田町」も「こうたちょう」、「こうだちょう」、「こうたまち」の3種類がある

ようですので、それぞれのかかわりについてお聞きします。

初めに、昭和25年3月、幸田がまだ「むら」であったころの村の読み方、用いた漢字、駅名と中学校などの用いた漢字と読み方などについてお聞きします。

お願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいまの質問の漢字と読み方ということでございます。

まず、初めに広い田んぼの村から、幸せの田んぼの村になった経緯について、簡単に説明をさせていただきます。

明治41年9月11日に、東海道線の幸田駅、幸せの田んぼの駅が開業し、東海道線につきましては、スタートから幸せの田んぼの駅ということで、幸田駅ということでありました。

この駅名をつけるに当たって、東北地方に同じ広い田んぼの広田駅という駅がございまして、同音異字の幸せという文字を使ったというふうに言われております。

しかし、鉄道の駅名と村名と違っていただけでは、社会的に誤解を招きやすく、かつ、幸せの田んぼ、幸田という文字が当時の村民から好感をもって受けとめられていたということから、幸せの田んぼの村を幸田村というふうに変更したと、町の議会史に記載がございました。

この幸せの田んぼの幸田村については、明治41年10月28日付、告示第370号で、明治41年11月1日から幸せの田んぼの村に改める旨が告示されております。

質問の昭和25年3月の漢字につきましては、村については、幸せの田んぼ村、幸田村、駅については、幸せの田んぼの幸田駅、中学校については、幸せの田んぼの中学校、幸田中学校というふう認識しております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 昭和25年に、今の「広報こうた」のもとになる広報紙が、公民館広報として発行されております。

題字は、ローマ字で「KODA KOHO」として発行されておりました。これが、昭和25年9月8日号をもって終わっておりまして、その3日後に、9月11日に特集号というのが、やはり、発行されまして、こちらには、「THE KODA KOHO」と頭に定冠詞「THE」がついているということになりました。

この変化について、御存じでしたら伺いたいと思っております。お願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 広報紙につきましては、昭和25年3月23日に公民館広報として初めて創刊され、同年昭和25年9月8日発行の第5号まで、議員の言われるとおり、「KODA KOHO」と表記されております。

その3日後、9月11日発行の第6号の生活改善特集号には、その上に冠詞「THE」というのがついているのを確認しております。

この答弁は、あくまでも推測ということをお願いをしたいと思いますけれども、例えば、新聞紙、ニューヨークタイムズというのがございませうけれども、これについては、

「THE NEW YORK TIMES」などと、冠詞の「THE」が用いられています。

愛知県の広報、広報愛知は、昭和24年3月の第1号から、昭和25年3月発行の第14号まで、ローマ字表記が用いられてきて、「THE KOHO AITI」とされております。近隣では、岡崎も確認させてもらいましたが、岡崎はローマ字表記はなく、安城市は昭和26年4月発行の第30号から、同年8月発行の34号まで、「THE KOHO ANJO」と表記されております。

この「THE」の表記につきましては、確かな確たる証拠はたどりつけませんでしたけれども、当時のその時のやりとして、担当が頭に「THE」をつけたのではないかという推測がされます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 次に、昭和27年4月に、幸田町は、町になりました。このときの幸田町の駅名と中学校の読み方、公共施設の読み方などについて、どんなふうに町民は読んでいたのかということについて、お願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 昭和27年3月20日付の愛知県広報第3191号で、愛知県告示第193号で、昭和27年4月1日から町政を施行し、幸田村から幸田町とする旨の告示がされております。

したがって、昭和27年4月時点では、駅につきましては、先ほど答弁したとおり、幸田駅、幸せの田んぼの駅、それから、町名、中学校等につきましては、幸田町と幸田町立中学校というふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 続きまして、昭和29年8月1日、幸田町が豊坂村と合併をしました。その7月に、県からの告示第416号、総理府からの告示第658号が出ておりまして、この告示というのは、今でも有効なのかどうかについてまず伺いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 告示の関係でございますけれども、昭和29年4月1日付で愛知県告示第416号、それから、7月28日付総理府告示第658号により、昭和29年8月1日幸田町と豊坂村が合併し、幸田町が誕生してございます。

この告示については、現在も有効かということでもありますけれども、それ以降、配置、分合等ありませんので、この両告示は生きているものと認識をしております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、この昭和29年7月に出されました県と総理府の告示は、「こうだちょう」ではなくて、「こうたまち」というふうに振り仮名が打たれているということでもありますので、「こうたまち」というのは、実際、幸田町内では余り使われた例を私は耳にしておりませんが、これを使わなくてもいいのかどうか、この告

示の重さについて、一つお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 確かに、例規集には配置分合ということで、「こうたまち」というふうに振り仮名がございます。

昭和29年7月1日の愛知県の告示第416号については、その告示自体は、幸せの田んぼの部分にだけ「こうた」と振り仮名がございます。町の部分は、振り仮名がふってございません。

それから、7月28日の官報で確認をいたします総理府告示第658号には、幸田町という漢字に対しまして、「こうたまち」と「まち」まで振り仮名がふってございます。この振り仮名については、総理府の告示は愛知県知事から届け出があったというのが添えてありますけれども、その経緯については、ちょっといきつきませんでしたけれども、何らかの間違ひという表現は言い方が悪いかもしれないですけれども、愛知県から国へ、総理府へ届け出をした際に、そのまちまで振り仮名が振られてしまったのかなという、これは、あくまでも推測でございます。申しわけございません。

「こうたまち」というのは、幸田町民はほとんど、今、使っておりませんで、「こうたちょう」で99%「こうたちょう」だと思います。

ウィキペディアを見ても、「こうたちょう」というふうに振り仮名をふっております。

今、電算処理の関係でいきますと、総務省の地方公共団体コード一覧表では、片仮名は「コウタチョウ」というふうになってございます。

これは、私がちょっと耳にしたことですが、傾向として北の方面は、「まち」というところが多いそうです。それから、南のほうは「ちょう」という呼び方があるわけでありまして、市町村の市については、市としか読めないと思います。

それから、村については、飛島村とか、そういう呼び方、必ず皆さん「むら」というように読むと思います。「ちょう」については、「まち」と「ちょう」と2つの読み方があると思いますので、例規の配置分合と実際の皆さんが使っている言葉は、実際は、違っているという認識で、今、答弁はできません。済みません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 現実には、確かに「こうたまち」という人がいないというのが現実なのですが、ただ、例規集のほうには、ちゃんと振り仮名をあえて打ってまでして、「こうたまち」という表記がしていると。やっぱり、これは、県や総理府の告示でございますので、これに従わなくていいのかという部分が、私は残るわけですから、その部分について、幸田町として、こういう要するに告示の部分を幸田町が名前からまずそれを認めていないとか、使っていないということでもいいのかやということを60年たって今だにという部分についてのお答えをいただきたいと思っております。

決して、今、答弁されたように、これは、県知事が間違えたというわけにはいかない。それだったらそれなりの訂正をすべき問題であろうというふうに、私は思っております。名前ですので、きちんとした配慮が欲しいなという部分をお願いしたいと思いますので、その辺のところをよろしく答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 「こうたまち」という読み仮名につきましては、住民、我々は例規集がありますので、私も最近、10年ほど前に、実際は「こうたまち」と読むのだというふうに知ったぐらいでありまして、町民の皆さんは「こうたまち」と読むというのは、ほとんどの方が御存じではないと思います。

告示を訂正するというのは、なかなかできないとは思いますが、国の扱いとしては、正しくは「こうたまち」だよという、どういう形で周知をしていいか、今、ちょっと思い当たりませんが、住民の方にその情報については、何らかの形でお伝えできたらいいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 「こうたちょう」も告示には、こう書いてあるけれども、実際はこれは使わないのだと、要するに、告示には従わないのだということを、きちんとやっていかないと、これはまずいなと。

確かに、この例規集のこの告示の扱いが、これは、幸田町が勝手に判断している部分だろうと思うものですから、スタートの部分をきちんとおさえていかないと、「こうたちょう」が成立してこないことになりますから、60年たっても相変わらず名前がはっきりしないということは、おかしいと思いますので、何らかの形で、やはり、幸田町民にもその旨を知らせて、または、この例規集のこの部分が消えるような努力をしていただかないと、相変わらずいつまでたっても、100年たっても同じことが起きてきますから、そこのところは、きちんとしてほしいなと思っております。

それについて、また、あと加えて答弁をお願いしますが、昭和29年からの町の読み方として、今、言いましたように、「こうたちょう」と「こうたまち」があって、駅は、「こうだ」、この3つが存在することになりました。

その昭和29年の段階で、なぜ、町名を変更せずに「こうだちょう」のままにしなかったのか、なぜ、「こうたちょう」にしたのか、逆に駅名を「こうだ」から「こうた」にしなかったのかということが、今になって大きな問題だなというふうに、私は思っておりますので、この昭和29年の決断が大きな問題だろうと、私は思います。この辺のいきさつについて、お伺いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 町の読み方のいきさつということでございます。

冒頭で申し上げましたけれども、その真意というのは、いきつけませんでしたので、あくまでも推測ということでお願いをしたいと思います。

昭和29年8月に合併をいたしまして、「こうたちょう」、「こうたまち」が誕生したわけでございます。当時の合併申請書を見ますと、町名の振り仮名の記載欄はなく、どうして「こうだ」から「こうた」になったかという、変更した経緯については、つづりの上では確認が取れなかったということでもあります。

幸田町史によれば、当時の合併に対する両町村の考えた合併形式としては、新設合併であり、基本姿勢は、いわゆる対等合併ということでありました。

そして、その前提にたつて、細部の取り決めが定められていったとございました。

対等合併ということで、新町名をそれまでの「こうだちょう」から「こうたちょう」に名称を改めたのではないかということが推測されます。

これは、たまたまホームページを見て一例ですけれども、戦前になりますけれども、トヨタ自動車のホームページに、当初は「トヨダ」というふうに言っていたかと思いません。これは、豊田佐吉の名字をとって「トヨダ」というふうになっていたかと思えますけれども、昭和11年に「トヨダ」マークの懸賞募集を経て、「トヨタ」に社名を変更したということでもありますけれども、この理由に、「トヨダ」より「トヨタ」のほうが濁りがなく、爽やかで言葉の調子がいい、そして、総画数が縁起のよい8画になること、さらに創業者の名字から、離れることから個人会社から社会的企業へと発展するという意味を込めて濁りをなくした「トヨタ」というふうに変更したようでもあります。

一般的に、濁音より清音のほうがさわやかで言葉の調子がよく聞こえるという、これは感覚的なものですけれども、偶然にも「こうだ」は総画10画、「こうた」は総画8画ということで、末広りの縁起のいい画数ということで、そういった縁起をかついで濁りをなくしたのではないかなというふうに思います。

逆に、合併の際に、「こうだえき」を「こうたえき」にしなかったかという問いでございませけれども、その検討したかどうかの経緯については、残念ながら書類にたどりつけませんでしたので、不明であります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 「こうだちょう」が「こうたちょう」に変わったころの話でございます。合併後の広報は、昭和29年8月8日号から昭和34年1月号まで3年半の間、ローマ字では、「THE KODATYO KOHO」でした。要するに、合併後、「こうたちょう」に変わった後、3年半にわたって広報は、「こうだちょう広報」でありまして、「こうたちょう広報」というローマ字は使っておりません。

なぜ、この題字は、ずっと「こうたちょう」になったのにもかかわらず使い続けてきたのかということについてお伺いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 「THE KODATYO KOHO」の表記は、昭和27年4月8日発行の第25号から、昭和34年1月10日発行のこうだ広報第1号で、幸田町広報が表記されるまでのその前の号まで、長い間、使用されておりました。

昭和29年8月1日に町名が「こうた」となっていることから、混乱を招かないよう、ローマ字表記を「KODA」から「KOTA」に、題字を変更する必要があったと、私自身は考えますし、告示が「こうたまち」と濁音が抜けたこともありますので、実際は、その時点で、「こうたまち広報」とすべきであったというふうに、私は思います。

その意図については、確たる証拠にたどりつけず、申しわけございません。詳細は申し上げられません。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 昭和29年に「こうたちょう」に変わった後も、「こうだ」という

表現方法は、随分、何年も続いて使われておるわけですね。その点が、いわゆる「こうた広報」に「こうだ広報」に言われていることかと思っております。

同じように、これは、昭和34年までの話なのですが、昭和49年、合併20周年に発行されました幸田町史という本があります。幸田町史の中に、町章、今、議場にもありますが、Kの町章です。この町章について解説がありまして、読んでいきますとどう書いているかという、町章は、町名幸田の頭文字Kを図案化したとそのようになっている。

ところが、この解説文の中を見ると、ローマ字「KODA」を「こうた」と読ませたとなっておりますので、なぜ、ここでまた、ローマ字では「KODA」なんだということが、一つ気になっております。

同じく、昭和49年ですが、合併20周年ですが、新幸田音頭というのができまして、これは、今でもこの歌は使っておりますので、いろんな小学校の盆踊りも使っております。

この歌の中では、歌詞は「こうだ」です。濁点がつきます。要するに、29年に「こうたちょう」に変えたのにもかかわらず、20年たっても、また、今でも歌の中では「こうだ」です。という文字が使われ続けておるし、広報も3年半にわたって「こうだ」を使ってきました。

こんなことがありまして、この使われ続けている経緯について、まず、どんなふうにご考えておられるのかについて、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、町章の関係の質問でございます。

この幸田町史については、合併20周年、先ほど、議員が言われたとおり、49年5月に発刊されております。これには、私もKODAと書いて「こうた」とは読めません。「こうだ」と読んでしまいます。

それ以降、昭和62年9月に発行された町史の復刻版がございます。この復刻版については、平仮名で「こうた」（KOTA）というふうになってございますので、これは、単に誤謬であったというふうに認識をしております。

それから、幸田音頭については、三橋美智也の歌っている歌詞は「こうだ」といっていると思います。

女性の方、誰が歌ってみえるか私は存じませんが、女性は「こうた」というふうに歌っているそうです。そういういろいろ違いが、現実あるということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、簡単な例を2つほど出したのですけれども、なぜ、このことを言い出したのかといいますと、最初に言いましたように、幸田町そのものの名前がきちんとしていない、要するに、告示から始まって昭和49年まで、「こうた」か「こうだ」か「こうたまち」かとわかっていない部分が続いておりまして、それが、やはり、町の方針として出ていない。ですから、こういうことが起きてくるというふうに、私は思っておりますし、そのことは、この平成に入っても同じように起きておりますので、また、後で話をしますが、問題は、広報こうたの問題で、昭和32年から昭和33年の

部分というのは、私、ホームページで見ようと思って探したのですが出てこないです。この1年半分の部分の広報というのは、一体どこにいつてしまったのだろうというふうに思いまして、ほかの年もホームページを見させていただくと欠落している月がございます。

広報こうたというのは、考えてみれば、町民にとって一番大事な幸田町を知るよりどころなのです。まさに、幸田町の町民にとって知る権利が、ここで完全になくなっていると、1年半の間の情報は、幸田町は出していない。

まして、今の答弁のように、後から思うとこうだったという、そういう後づけ理由ばかりになってしまう部分があって、なぜ、初めからきちんとした形でどこかで整理しないと、相変わらずこの問題は続くなという気がしております。まず、広報こうたの1年半の未公開の部分はどうやって公開するのだと、また、それがいいのか、じゃあ、探せばいいのかと思うのですが、そういった努力についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、広報の不存在ということで、1年半、確かに、ホームページは掲載がございません。

掲載がないということは、本町にその原本がなく、写真が撮れないということかと思えます。

議員が言われたとおり、この広報紙については、町民が知る権利として重要な資料でございますので、できれば、いろいろ愛知県の図書館に尋ねたり、探してみましたけれども、やはり、なかったということでもあります。

昭和32年の半年間については、ない部分の中で、7月18日の86号が保存されておいて、32年1月から6月の間は、ないというわけですけれども、発刊された広報が、次が第86号ですので、83、84、85と3つは発行されているのかなという感じはいたします。

この不存在の広報については、一度、広報ホームページ等で、町民の方に呼びかけをいたしまして、もし、お持ちの方がおれば、一度、お借りをして、写真を撮ってできるだけ整備をしていきたいなというふうに思っています。

それから、昭和33年分については、30年1月10日の広報こうた第1号の当時の本田桂町長、年頭の挨拶の中に、いろいろな事情でしばらく休刊になっていたという旨の記載がございました。

8月1日発行の第8号、町民の声という欄がございましたけれども、せっかく再発行したこうた広報、今度こそ一時的交付に終わらず、その発行に末永からんことを望むという御意見がありました。

この文面から見て、当時は今のように定期的に広報が発行されていなかったのかなという確認は取れたところでもありますけれども、不存在の部分については、一度、町民の方に呼びかけをしてみたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町民にとって、幸田町の過去の歴史を探っていく中で、一番、頼りになる広報でございますが、それがないと、それでは、済まされない部分が起きて

くると思いますので、町民は知ろうとする部分を、知ろうとしたらそれはないというふうに言えば、それで済んでしまいますような、そういう体質では、ほかの問題にも起きてくると思いますから、これは、たまたまこうた広報の話ですが、ほかの資料を要求したときに、それはありませんと、それでは済まない部分でありますので、努力をしていただかないと、この問題は解決しないであろうというふうに私は思いますから、お願いをしたいと思っております。

昭和34年に町名が現在のこうたに落ちつき始めたのですね。しかし、さっき言いましたように、幸田町史の町章の解説、これは、恐らく間違いだろうじゃ僕はないと思うのです。

これは、どういうわけがあってそこに書いてあるし、みんな検閲もしているわけだし、校正もしているわけですから、その部分を、今の段階で間違いでしたと済ましていい問題ではないと私は思いますので、その辺はきちんとした解説がいただきたいと思っております。

幸田音頭もそうですが、やはり、「こうだ」という言葉が残っております。

平成に入っても「こうた」か「こうだ」というのは揺れているわけです。

例えば、平成19年6月の広報こうた、最近です、新駅設置に伴う駅名表示の際には、「こうだ」から「こうた」へ呼称変更を要望していきますというふうに、こうた広報には書いてあります。

これは、平成19年6月のこうた広報にそのように書いてあるのです。要するに、「こうだ」を「こうた」にすると、駅名をとすることをしますよということを、町民への約束としてこうた広報にそういう言葉が使われて載っております。じゃあ、これは、どうなったのだ、そのようにしたのかということが起きております。

続いて、相見駅が開業するときには、「こうだ駅」を「こうた」にするということなのですが、こういった町民への約束がその後、そのまま使っていないのやがということが気になっておまして、平成22年9月の議会の中でも、「こうだ」を「こうた」に変更するよという提案がされております。

そのときの回答を見ますと、駅名を変更するのは、億単位の負担がかかるから、今、確認の上検討しておりますという答弁がございました。これは、平成22年の答弁でございますが、じゃあ、その検討をされたのがやということで、要するに、「こうだ駅」を「こうた駅」にしようという努力は、今でもされているのかどうか、平成19年にはしますと言っているわけですが、されているのかどうかについて、まず、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今、議員の言われるとおり、過去には、そういった駅名についての広報こうた、それから、一般質問等確認はしております。

はっきり申し上げて、私が企画部に異動してからは、そういった検討というのはしていないという状況でありますけれども、当初、先ほど、答弁いたしましたとおり、町民の誤解を招くという部分でいけば、一つのこれは検討材料として、検討をしていくべき内容かなというふうには思っておりますが、申しわけございません、私の担当になって

からは、ちょっと検討はしておりません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 広報こうたは、出せばそれでいいというわけではなくて、ここに書いた内容は、これは、町民への約束なんだと、私はそう捉えます。ですから、町民への約束で、「こうだ駅」を「こうた駅」にしますよということを言っているわけですから、それを本当にしたのかどうか、そういう努力をしたのかどうかについては、何らフォローがないという部分が、とても気になりました。

「こうた村」は、「こうだ村」は駅名を合わせて漢字表記も変えました。1回目ですね、広田村を幸せの田んぼに変えたと、2つ目は、豊坂村と合併したときに、幸田町に変えたと、今度は町名を変えたと、2回目の変更、3回目、相見が開業する機会をとらえて駅名を「こうた」に変えようとした、でも、これは、ふらふらして今実現しておりませんし、そういった努力をされたという証拠も今のところない。

そのように、「こうた」に落ちつき始めたのですが、相変わらず揺れている、これをどのように揺れをとめるか。きちんと「こうた町」にすると、駅名も「こうた」にする一本化するという努力をするのかどうか、そういうことも含めて、平成22年までの経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君）今、言われたとおり、平成19年と22年、29年は、広報で駅を変更していきますという提案でございます。それから、一般質問については、費用がかかるというような内容で答弁をさせていただいたかと思えます。

平成23年3月にも、一般質問で同じような質問がございまして、そのときには、切り替え費用の問題と、町名の最終決定については、JR判断ということで、名称変更については、断念した旨の答弁をさせていただいております。

この答弁の内容からいたしまして、当時、19年から22年にかけては、その駅名の変更の検討ということは、してきたのかなというのが伺えるわけですが、この町名と駅名の読み方が異なっているということは、町名は「こうた」、駅名は「こうだ」として、現在は、その読み方で逆に定着をしているのかなというふうに考えております。

これも、過去からの町の歴史の1ページとして捉えていきたいなというふうには思っておりますけれども、今後、相違については、企画部としても検討していく材料なのかなというふうには認識しておりますので、方向性について、検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 合併して60年経ちまして、「こうたまち」が「こうたちょう」になったり、いろいろふらふらしておりますから、一度、どこかで町民のほうにきちんとこういうわけだということで、広報されたほうが、いいことかと思えますから、そういう落ちつきのない名前の動きというのは、やっぱり、どこか広報こうたなどを使いまして、きちんとこの60年間の幸田の読み方というのは、どこかできちんと町の方針とし

て示されればいいかなというふうに思っておりますから、いまだにふらふらしているというのが、とても気になりますので、その辺をきちんとすべきことかなと私は思っておりますから、その点については、よろしくお願いをしたいと思っております。

次の質問は、幸田町の公共交通機関についてであります。

名鉄バスの路線が、平成26年9月30日をもって終了しました。廃止です。

これにより、幸田町内には、民間の乗り合いバスが姿を消したことになります。幸田町の乗り合いバスの歴史を見ると、大正13年6人乗りの乗り合いバスが、潮亭自動車というところが営業を開始しておりますから、92年前です。それ以来、幸田町は、名鉄バスだけではなくて、国鉄も営業しました。いろんな路線がふえてまいりました。

その中で、幸田町が発展していきまして、マイカー時代に入って、三ヶ根駅もできたので、一日40便も走っていた西浦線、東岡崎、西浦温泉間のあの名鉄バスもなくなってしまった。

そして、今の幸田町は、公共交通機関が、92年前に戻っていかうとしているのではないかなと思っております。

エコたんの走らない土曜日、日曜日というのがございます。エコたんの走っていない土曜日、日曜日は、電車以外、何も走っていないということになります。公共の乗り物がなくなってしまった。

蒲郡は、JRと名鉄電車と名鉄東部バス、または、あじさいくるりんバスが走っております。

西尾は、名鉄と電車と名鉄東部バス、くるりんバス、ふれんどバスが走っております。

岡崎は、JRと名鉄の電車と、名鉄東部バス、まちバスが走っております。それぞれが、互いに接続の便を図っております。

まとめて言えば、岡崎・西尾・蒲郡は、電車と乗り合いバスとコミュニティバスがうまく機能しております。

幸田町内では、民間の乗り合いバスは必要ないのかどうか、私は、必要がないのではなくて、幸田町は、電車と乗り合いバスとコミバスがうまく機能するようなベストミックスの考えがないことに問題があると、私は思っております。

名鉄乗り合いバス撤退の現状は、幸田町の都市計画マスタープランの想定内のことなのか、電車と乗り合いバスとコミバスのベストミックスをどう考えるかということについて、まず、お伺いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 名鉄バス撤退の想定内かということと、ベストミックスという質問でございますけれども、都市交通マスタープランについては、平成22年3月に策定されてございます。

その策定当時は、乗り合いバスは、鉄道や他の交通手段との連携を図り、より利用しやすい交通手段として位置づけております。

想定範囲内かという御質問でございますけれども、今、議員の言われたとおり、岡崎幸田線については、以前から赤字路線ということになっておりまして、相見駅の開業により、さらに利用者が減少したという状況であります。

そのために、名鉄バスのほうから、昭和25年6月に、町から補助金を投入してほしい旨の提案がございました。

しかしながら、利用状況と補助金額とで費用対効果を検討した結果、廃止やむなしということで、議員の言われるとおり、平成26年9月30日に、最終便をもって廃止となっております。

ソニー幸田への路線も平成27年2月1日をもって廃止、参考として、先ほど言われた西浦線については、平成7年に廃止されております。

以上のことから、策定当時では、この乗り合いバスの位置づけもしているということもありまして、廃止の想定はしていなかったということでもあります。

ベストミックスについては、交通軸上では、電車、路線バス、コミュニティーバスの理想とする役割が記載してありまして、電車については、町外への通勤、通学、買い物、レジャー、及び、町内の拠点間移動、相見、幸田、三ヶ根の移動ということですが、拠点間移動、それから、路線バスについては、鉄道や他の交通手段との連携、コミュニティーバスは、交通弱者の便利で、快適な交通手段、及び、町内主要公共施設や商業施設等を利用する際、車にかわる交通手段ということで位置づけをしております。

ベストミックスとはというのは、この3つがうまく上手に連携できることが理想ではございますけれども、現在、乗り合いバスが撤退という状況であります。中間年次が32年になるのですけれども、この見直しの時点で、現状を踏まえながら、また探していきたいとは思っております。

56.72平方キロという小さなまちの中で、JRの駅が3つあるというのは、他の自治体に余り例のない状況でありますので、こういった環境状況等についても、うまく活用をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 次にお伺いをしたいのは、JRとエコたんバスだけで地域間交流が可能かどうかという部分でございます。

現在のエコたんバスの一つの欠点としまして、これは、南北ルートというものがないのです。

南北をつなぐルートがない。要するに、北ルート、南ルート、東西ルート、真ん中ルートというのはあるのですけれども、南北をつなぐルートがないと。

しかも幸田町は、言われたように56.何とかという狭い土地ですけれども、縦長なのです。南北に長い。南北に長い幸田町に南北を走るルートがないというのは、一つ大きな問題かなと。南北に長い幸田町でありながら、南北を貫くルートは持たないというのが問題だろうと。

例えば、町民会館とか本光寺とか、道の駅とか、カメラガーデンというようなところには、地域によっては、乗りかえしないといけないです。たどりつけないです。エコたんバスを乗りかえていけないといけない、そういうことがあります。

かつての名鉄バス東岡崎西浦線のような南北ルートを持っておれば、幸田町の大事な部分を結んで、それを岡崎や蒲郡とつなげておりました。

これが名鉄の南北ルート、蒲郡、岡崎と結んでおった大事な要素なのです。

そういったそのまさに幸田町の背骨を走る路線、僕の表現では、背骨路線というのですけれども、背骨路線があったと、幸田の中に、今、ない。そういうところなのです。

今、幸田町には、南北を貫く立派な道路はあります。立派な背骨道路なのです。個々になぜバスを走らせないのか、将来、走らせるのか、今、その運動をしているのか、検討しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） エコたんバスの南北の貫くルートということでありましてけれども、先ほど申し上げましたとおり、都市交通マスタープランでは、要は、町内の拠点間移動というのは、電車、JRという位置づけがしてございます。

そのJRを使って、その施設からエコたんバスで目的地へ向かっていただくという構想になっておりますので、南北を貫くルートというのは、現在、検討しておりません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほど言いましたように、92年前に乗り合いバスができて、幸田町の南北を走ってくれた。これが、やっぱり、幸田町の活性化のもとになったと思うのです。そういう幸田町を走っている南北を走る幹線道路を蒲郡、岡崎というようなものがつないでおった、だから、幸田というのができてきたのかなと思うのですが、その南北ルートを、町も考えない、民間のバスも通らない、それでは、これは、本当に内向きのまちになるなという気がしております、やはり、そここのところを一つ思い切って考えていかないと、難しい部分だろうなと思っておりますので、どこの課が担当するのかわかりませんが、ぜひ、この問題は検討していくべきことかなというふうに思っております。

何年も課題になっております名鉄西浦線の存続問題、幸田町に余り関係のないような話なのですが、2020年までは存続が決まっておりますが、その後は、ちょっとどうなるかわからないというのが、現状です。

もし、バスに切りかえるとすれば、三ヶ根駅、幸田駅との路線バスをつなぐ計画が考えられると思うのです。あつていい話だと。もし、バスにかかわるとすれば、これは、三ヶ根駅、幸田駅と、今の名鉄西浦線の沿線とつなぐ計画が出てきていい話だと。

そもそも三ヶ根駅は、西浦、形原、吉良、幡豆を意識してつくった駅でございますから、今、その路線バスは外してしまったというこの現状は、まさに、西浦、形原、吉良、幡豆の人たちとの路線バスを取ってしまったわけですから、その部分が残っておりますので、路線バスを外したということは、本当にこの駅は地元の小さな駅になっております。

先ほど言いましたように、岡崎も西尾も蒲郡も名鉄がどんどん走っております。幸田町だけは、この名鉄バスの空白地帯、再度、幸田町が積極的に名鉄バスとか、名鉄東部バスの幸田町への乗り入れを提案するかという問題ですが、これは、ぜひ、提案すべきことだと。名鉄は、お金が高いなということはよく聞いておりますが、ぜひ、乗り入れてくれよということは言うべきことだと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞

きをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 名鉄バスの乗り入れを提案すべきという御質問でありますけれども、名鉄バスの乗り合い、名鉄バスの乗り合いバスにつきましては、先ほど、答弁させていただいたとおり、利用者減により廃止がされたという状況がございます。乗り入れを提案したときに、多くの利用者が見込めないことと、赤字分に対する補助金の投入など、費用対効果を考慮すると、町から積極的に提案するというのは、難しい状況かなというふうに思います。

先ほど、心配されている名鉄の西浦線、鉄道の廃止というお話もございました。この廃止につきましては、その時点で、西尾市と蒲郡、連携をして、広域的な交通弱者対策というのは、検討はしていきたいなというふうには思っております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 確かに、今、その名鉄バスが幸田町に乗り入れて、それが、何かメリットがあるかというのは、それはないですね。間違いなくそう思っておりますし、しばらく続いたサンライズバスというのも撤収されましたので、そのことは言えると思いますが、幸田町が、そういったバスを乗り入れてもいいような環境づくりをしないとこれは出てこない。現状のままで来てくれって、それは来る人いないと思うのですから、そういったほかの市町から幸田町に乗り入れてもいいなと、いっていいなとお客さんが来るような、そういったまちづくりをつくっていかないと、これは来る意味がないです。

そういった施策をとりながら、近隣の市町と連携できるような交通システムをつくっていかないといけないと思いますから、それがなくて、全部撤退で残ったのがJRとエコただけと、それはちょっと寂しいし、何ら策はないと思うのです。考えがないなというふうに私は思っておりますから、その辺をちょっと考えてほしいなと思っている話であります。

全国的に、広域交通ネットワークとして、いわゆるコミバスの相互乗り入れ、ほかの市町へもいくよ、あなたもおいでよと、相互乗り入れを企画して、実施しているまちもふえておりますし、幸田町を囲んでいる市町もそういうことを始めようとしているようであります。

岡崎西尾、そして、岡崎と幸田、西尾、蒲郡、そして幸田というふうに、幸田というのは、3つの市町のかなめにいると、ちょうど真ん中に、とてもいい位置にいる、ロケーションとしては。でも、幸田の周りをバスがぐるぐる走っておって幸田町には来ないと、これが現状でございますので、広域ネットワークの要に幸田町はあるのだ。だから、幸田町が声をかけたり、幸田町がそういう環境を整備すれば、これはうまくいくのではないかと思うのですが、ドーナツの真ん中におけるような幸田町として、いわゆる広域交通ネットワークはどのように考えられているのか、そのコミバスの相互乗り入れを提案したらどうかと思うのですが、その辺について、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 広域的な乗り入れということでございます。

近隣3市につきましては、コミュニティバスは、市内循環のみでございます。他市町村へ乗り入れるケースがないということでもあります。

西三河の中では、安城市のコミュニティバス、アンクルバスが、碧南の市民病院が、安城市と碧南市の近くにあるということから、その近くのバス停までコミュニティバスが接続しているというケースは、1件ございます。

なお、近隣3市から、幸田へコミュニティバスを乗り入れたいというようなお話も、現在はないわけでございますけれども、企画担当の集まる会議等、機会があれば、話題にしていきたいなというふうには思っております。

それから、幸田町のコミュニティバスによる広域交通ネットワークの具体的な計画は現在ございませんけれども、幸田町の公共交通としては、町内はコミュニティバス、町外は鉄道利用を中心に、マスタープラン上考えております。

また、公共交通機関ではございませんけれども、町外へ出るための駅利用について、パークアンドライドや、キッスアンドライド、駐輪場の整備など、駅までのアクセスがスムーズにつながるよう、駅周辺の環境整備については、検討をしてみたいと思います。

それから、32年が、このマスタープランの見直しの年次になりますので、その時点では、総合的に見直しはかけると思っていますので、一つの検討材料にはしたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 32年というのは、随分先の話でございますが、そのときの幸田町の現状はどうなっているのかわかりませんが、これも早急に取り組んでいくべき問題だというふうに、私は思っております。

少し古い話ですが、紹介をさせていただきます。

戦前、昭和9年、愛知県に愛知県案内という本を出しました。350ページという厚い本でございますが、その中を見ていくと、幸田村、豊坂村という記事が載っておりません。

巻末に地図がありまして、その中にも、地図の中には、国鉄幸田駅とか、「こうだ」の地名がありません。

これは、間違いかなと、ミスかなという思いましたが、手にした本は昭和12年3月の本でございますから、これは、改訂版ですから、別にミスではないなというふうに思います。

交通の要所でありながら、交通機関の空白地帯であったというふうに、私は思いました。

そのときの、幸田村は、どこへもいけると、けどもどこからも来ないと、そういう魅力のない村であったかもしれないと思うのです。実に、今のとちょっとかぶしているのですが。

当時の幸田村は、昭和10年のときの戸数が2,017戸、人口1万554人、養蚕、お蚕さんがちょっとだめになりまして、余り目立つものがなかったと、そういうちょっと村でした。

昭和9年の幸田村は、要するに、愛知県の地図の中にもなかった、ない村だ、こういう幸田はかつて愛知県の地図の中になかったという事実を、忘れてはいけないことかなと私は思うのです。

そのためには、多様な交通網の整備と活用を再度、練り直していかないといけないことではないかと思っております。

その昭和9年時代のころを思い出してみれば、幸田通過、幸田パスということになる。ついに県の大きな本からも消えてしまったと、そういうことが起きては、これはいけないことだと思っておりますから、そういった意味で、地図になかった幸田町というのは絶対に忘れてはいけないと教訓かと思っておりますから、そのことも含めて、これからの方向についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、愛知県案内の質問でございます。

昭和9年、昭和12年、この資料については、岡崎のリブラにございましたので、私も確認をさせていただきました。

幸田村の記載としては、幸田用水改良事業、額田郡幸田村と一つありました。昭和12年の愛知県案内の後ろに、愛知県交通略図というのが添付されておりました。地図になかった幸田の感想をとということでもありますけれども、私としては、戦前の地図であり、あくまでも略図でございます。主要の駅を記載するにとどめたのではないかなというような感想であります。

この愛知県地図作成時には、明治21年に既に愛知御津、昭和4年に三河三谷の駅が開業されていたわけでございますけれども、この2駅についても記載はございません。あくまでも略図という認識でございます。

それから、多様な交通網整備の練り直しということでもありますけれども、交通策定後に、バスの撤退があったため、都市交通として見直す部分は当然あると認識してございます。

特に、バスネットワークについては、民間のバス路線参入、今後、見込まれないことから、そういった部分も含めて、総合的に見直しを行っていきたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、9番、酒向弘康君の質問を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） おはようございます。

通告をしております項目に従って、質問をまいります。

本町の平成27年度清掃事業概要の実績から、愛知県内でも有数のごみの減量化を実

現している自治体といえると思います。

これは、住民の環境に対する関心の高さと協力の成果であり、住民パワーのあらわれが、ここ数年、県下一番のごみ排出量の少なさが維持できているものというふうに思っております。

しかし、課題も多く残されており、地域における問題点と、本町の施策などについて質問をしております。

まず、本町のごみ減量の現状について、他の自治体との比較なども含めて、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成27年度のごみの総排出量は、1万93トンで、前年度と比べて43トンの増加となりました。

特徴といたしましては、生活系ごみが減り、事業系のごみがふえています。

また、集団回収量が大きく減っています。

平成26年度における愛知県の一般廃棄物処理事業実態調査結果では、5部門のうち、リサイクル率が2位で、それ以外の一人一日当たりのごみの量4部門が県内1位を獲得しております。

これは、各種団体による資源回収の実施や、ごみ袋が有料である一方で、分別ごみを無料とすることにより、燃やすごみから資源のごみを取り出すことができているのではないかということの成果であると考えています。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 部長の答弁では、ごみの減量については、県の4冠王ということでございます。広報でこの掲載もされておりました。

これまで、本町は、ごみ減量化の施策として、生ごみの水切り、コンポスト、レジ袋削減など、多くのチャレンジをされてまいりましたが、ごみ減量化の取り組みの成果と課題をお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ごみ減量に対する町民の皆様の御理解と御協力により、このごみ排出量、リサイクル率など、県内でもすぐれたごみの成績を残していると思っております。

それは、平成7年から行っている分別収集による成果が大きいと感じております。

また、この水切りネットの普及啓発活動といたしまして、産業まつりにて水切りネットの配布をしたり、生ごみ容器等を設置費補助の実施を行ったり、スーパーとのレジ袋削減協定の締結や使用済み食用油のスーパー店頭回収も実施してきました。

しかしながら、町で排出される約5割を燃やすごみが占めており、その燃やすごみの約4割を生ごみが占めております。

また、生ごみは、水分が多く、生ごみの減量が、今後のごみ減量化を進めていく上で、非常に重要なポイントとなっていると考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。

現時点からさらなる減量化というのは、非常に困難な道ではないかというふうに思います。横ばい状況が続くのではないかということが予測されるところでありますが、これに対して、新たな施策の展開が必要な状況ではないかというふうに思います。

話は少しさかのぼることになりますけれども、過去、本町の行政組織でゴミを所管する部署が保健環境課だったのはいつで、今の環境経済部環境課となったのは、いつからかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成11年度までは、保健課というところがやっておりました。平成12年度から、保健環境課となりました。

平成19年度に、この保健環境課から健康課と環境課にわかれて、現在の環境経済部環境課になりました。今から9年前です。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 変更になってから、9年が経過しているということでありましてけれども、私の住む町南部地域には、いまだにごみステーションに、幸田町役場保健課、または、幸田町保健課・環境という古い緑色の看板が掲げられています。

ある住民の方からは、町としてごみ減量や分別を区行政に任せ過ぎている弊害ではないか、余りにも地域任せで、役場職員の見回りややるべきことをやっていないことのあるらわれだ、そんな唇裂な声を耳にいたしました。

その声を、環境課に連絡をしたわけですが、その点についての見解と、尊後の対応についてお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ごみ処理は、町の責務であります。

ごみステーションに排出された資源ごみ等は、町が収集、運搬、資源化、処分等を行います。

ごみステーションの管理については、各区へお願いをしております。

毎年、6月には、環境課職員が町内の分別ステーションを回って、分別方法等について、住民の方のわかりにくい点について答えたり、地元からの要望等を聞く機会として行っています。

また、先ほど、このごみステーションの一部の看板について、昔の名前で出ていますとの指摘がありますが、地元の皆さん方に大事に使っていただいているということとは思いますが、現在、職員がこの現場に出た折には、順次、巡回しながら直していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 私は、早急に取りかえて、あるいは、書きかえを実施して、連絡先は、環境経済部環境課というふうにすべきだというふうに思います。

10月に総務教育委員会で視察した、群馬県太田市は、地域の諸問題に対して、住民みずから知恵を出し、汗を流す1%のまちづくり事業、こういうものが、定着しておりました。

その中の一つの事例で、住民が、環境上交通安全上で問題のあるごみステーションの

位置を、住民の力で移設し、使いやすくしたという事例も紹介がされておりました。

地域によっては、ごみステーションへ、夜間に持ち込む際の音や、におい、モラルの悪さから、近くの住民の方が、精神的に参っているという話も耳にします。

また、指定日にごみステーションの前に車が渋滞したり、その車と人との交通安全の問題などから、場所の変更を申し出ているといったような、地域の声はないのか、お聞きします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 住民の方のほうから、電話等でおうから場所の変更をしてほしいというお問い合わせをいただくことがあります。

ごみステーションは、住宅地の中にありますので、においや騒音等の地域の声はあるかと感じております。

また、交通安全上等の問題から、何らかの対策をとったようなお話はいただいております。

各区のその場所によって、その皆様方とともに、使いやすいごみステーションになるように、努力をしていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 悩まれておられる本人にとっては、深刻な問題だというふうに思います。

町として解消できるような対応を、積極的にすべきだというふうに思います。

次に、ごみの不当投棄について、お聞きをいたします。

不当投棄というのは、持ち込む日にち、時間を守らない、分別がされていない、他の地域に無断で持ち込む、こういったことを言いますが、この不当投棄をなくしていくことも行政の役目であると思います。

不当投棄をする人は、2つのタイプがあるのではないかと思います。

1つは、決まりを知っているが、面倒だ、あるいは、自分ぐらいはというルール違反をするタイプと、ルールを知らない、わからないといった、こういう2つのタイプではないかというふうに思います。

昨年の夏に、三重県に出かけた際、そこの地域のごみステーションには、ごみ収集心得という文言が書いてある看板があり、その最後に、違反者や区民以外のものには、ごみの引き取りと罰金1万円を徴収、〇〇自治会というふうに書いてありました。

この掲示の内容については、賛否さまざまというふうに思いますが、地域を挙げて厳重な対処で臨むという姿勢は、強く伝わってまいりました。

このような住民の強い意志や気持ちについて、町はどのような見解をお持ちかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 決まりを知っていながら、この日にちや時間を守らない、ほかのステーションに持ち込む、正しい分別をしないというのが原因で、それがまた、においを発生したり、地域のごみステーションの収集可能な容量を超えたりして、当番の方や分別の作業を行われる方が時間を費やすことになったりしております。

ごみステーションは、各地域の実情に合わせて設置されているものであり、不当な投棄が起これば健全な運営に支障を起すこととなります。

不当な投棄に対しては、ごみの中身を確認して、身元のわかるものがあれば、本人の宅を訪問して引き取ってもらうなどをして、町として強い姿勢で臨んで、地域の皆様方の負担を減らしていくことができることが重要だと考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 行政としては、ルールを守らず持ち込む人には、一步も引かないという、先ほど言われたような、強い姿勢で臨まないと、人のモラルに頼るというのは、ともすれば安易は方向に流れやすいために、時には、強いアクションを要して地域の皆さんの負担をなくしていく、この制度が必要だというふうに思います。

もう一つのルールを知らない、区に入っていない、理解できないといった、こういう人、家庭には根気強くルールを理解してもらう努力をする必要があると考えます。

この点について、現状と今後の進め方について、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 何よりも、この広報活動が重要であると考えております。

広報こうたでの特集や、環境だより、ホームページへの記載、各区の回覧、日本語や外国語の啓発看板、ごみカレンダーの作成、職員によるごみステーションの循環指導、環境学習、また、特に、転入の方へのチラシ、外国の転入者の方には、外国語版のごみの出し方、わけ方の配布をしたり、外国人の多いアパートについても、管理会社を通じ、外国語版のチラシを配布したり、あらゆる手段を通じて理解していただけるよう努力していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 現状、地域のごみステーションは、不当持ち込み、あるいは、その回収されないで残ってしまったごみの処理、あるいは、鳥獣対策など、大変な御苦労があり、まさに地域の人たちの努力、これが、なしでは成り立たないといっても過言ではないというふうに思います。

地域のごみステーションにおける現状と課題、また、円滑にうまく運営をされている地区がございましたら事例を紹介していただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 各区で、ごみステーションの場所の選定や、移動等で御苦労され、町へ御相談いただくケースもたまにあります。

また、分別ごみとして収集できないプラスチック製品や、粗大ごみ等が持ち込まれていることもあります。

ごみステーションの管理は、各区いろいろな方法で行われていますが、ごみの減量に対する強い意識のもと、立ち番の当番制や、組長さんや役員さんの方が率先して分別作業をしていただいたりしている地区もあります。

何とか、円滑に行われているのではないかなと考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 国は、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を、資源循環型の社会に

変えるために国、事業者、国民の責務を定めた循環型社会形成推進基本法、これが、平成12年に成立いたしました。

これは、廃棄物の発生を抑え、天然資源の消費が抑制される社会を目指すものであります。

10月31日の中日新聞の朝刊に、食べきり運動全国にはという見出しで、福井県が取り組み始めてから10年が経過し、大きな成果が出ているとい記事が掲載されておりました。

これは、家庭や飲食店から出る食品ごみを減らして、食べられたはずなのに捨てられる食品ロスをなくす、この取り組みが、年間600万トンを超え、これに賛同する44都道府県と205市町村、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、これを設立したという内容も紹介をされておりました。

また、先日、総務教育委員会の管内視察の際、幸田小学校で2年生の生徒さんと楽しいお話をしながら給食を食べる機会がありました。

多くの子どもさんたちが、野菜と汁のおかわりをする中で、御飯はまだ多く残っておりました。これは、どうするのと聞いたら、先生が残さないように、肩をたたいて回ると、少しつらそうな表情の子もおりました。

食べきり運動では、適量注文、苦手申告持ち帰り、これを推奨しております。町としての取り組みと、学校の現状と、その取り組みについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学校におけます状況でありますけれども、子どもたちの成長に必要な量を、また、その栄養を摂取できるように、献立を工夫をしてつくっているところでございます。

また、その量ということでありまして、一人当たりの平均値として、適切な量を計算をいたしまして、クラスの人数毎を入れて、各教室に届けているところでございます。

中には、食の細い児童生徒もおりますので、配膳後、食べきれぬ量に減らすことができます。また、食べる前にそうした量を減らすことによって、また、多く食べられる子どもたちに、食べたい子どもが食べることもできるというような仕組みの中で、残食量については、減ってきているところであります。

また、衛生上の問題がありますので、昔は、パンをはんかちに包んで持って帰ったというようなこともあるわけでありまして、現在は、学校給食で提供された食品を、家のほうに持ち帰るということは、衛生上の問題で持ち帰りはできないという状況であります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） もう一つ、視察した10月、群馬県明和町、ここは、休みの日でも資源ごみを回収する施設、これを名称をもったいない館としておりました。

そこで回収したものを再生し、町民に販売、町として収入を上げておりました。

また、一定のごみ袋を無料で配布をし、それで足りなくなった不足分は、高いごみ袋というような施策を取り、減量化を実現しておりました。

本町は、県下で2番目に高いごみ袋で、ごみを少なくする工夫を住民の方にしてもらい、減量化を実現しているといってもいいかというふうに思いますが、行政として、ごみの減量化の施策の考え方、それぞれ考え方はあるかというふうに思いますが、本町の今後の目標数値と、その進め方をお聞きいたします。

部長の答弁、ちょっと具体性がないので、具体的に答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ごみ減量化の施策は、いろいろあるかと思いますが、資源ごみの回収を行い、必要とする方へ再利用をしていく取り組みは、必要であると考えております。

しかし、リサイクルプラザのような場所があるわけではない本町では、産業まつりにおいてイベント的にリサイクル品の売り払いを行っているのみです。

また、ごみ袋の有料化については、税金による対応を基本としつつも、ごみの排出量に応じて、処理費、経費の一部を手数料として負担していただいている方針で、今までも来ておりますし、うまくいっていると思っております。

その結果、ごみの減量の県4冠を達成という成果も出ていることから、当面は、現行の方法を維持継続していきたいと考えております。

今後、また、人口の増加とともに、ごみの総排出量、年々ふえると思いますが、今、実施している資源ごみのリサイクル活動、分別ステーションでの回収や、PTAや子ども会等の資源回収実施団体による回収、町内3カ所の月一回の小型家電と合わせた資源拠点回収、町内1カ所の平日資源拠点回収が成果を上げていることから、それは、継続して実施していきながら、一人一日当たりのごみ排出量について、現状数値を維持できるように努力していきたいと考えております。

また、生ごみを減らすことは、ごみの減量化を進める上で、非常に重要な要因と考えております。この生ごみ処理機や生ごみ処理容器の補助申請が、年々低下してきておりますので、また、水切りネットの普及と合わせ、今後、この啓発活動等を取り組んでいく必要があると、今、考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） では、次の項目に入ります。

特殊詐欺などの犯罪防止施策についての現状の取り組みと、推進強化について質問してまいります。

我が国の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最悪の285万件を記録し、これをピークに12年連続で減少を続け、平成26年には121万件と半減以下になってきております。

まず、初めに、本町の犯罪発生の推移と傾向、また、特徴的なことがあれば、お聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 本町の刑法犯の認知件数につきましては、平成15年743件をピークに、年々減少傾向にあり、平成27年では204件となりまして、全国的な推移を上回る3分の1以下というふうになっております。

件数は減少しておりますが、住宅侵入盗や自動車盗などは、短期間に連続して発生する傾向が強いということもあり、継続的に防犯活動を行うことが重要であるというふうと考えております。

ことしに入りまして、特に、自動車、オートバイ、自転車等の盗難が急増しており、情報提供と啓発の強化、こちらのほうに務めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 本町も犯罪の発生、これは、着実に減少しているようであります。

しかし、住民の犯罪への不安感、これは、依然として強い状況だというふうに思います。

このことは、住民アンケートを見ても重要度の順位で1番が防犯対策の強化ということが挙げられている中で、実際の住民の満足度は、15位、とても低くなっていることからわかります。

本町は、幸田町防犯活動行動計画を、平成25年に策定し、ことが最終年となっております。

計画がスタートした平成25年を境に、刑法犯認知件数はどのように推移し、計画の目標達成状況を含めた、全体の検証と評価についてお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 住民アンケートの中で、満足度の低さという部分があるということは、件数的には、先ほども申し上げたとおり、かなり減っているという中で満足度が低いということですので、PR不足という部分もあるかと思っておりますので、そういったものに関しては、今後、PRをしていきたいと考えております。

刑法犯の認知件数の推移でございますが、平成25年では296件、平成26年で207件、平成27年で204件と減少をしております。

防犯活動行動計画では、平成28年犯罪認知件数を235件以下とすることを目標としておりますので、平成27年の実績では、数値目標を達成しているというふうに言えます。

これは、防犯活動行動計画の重点目標であります、地域の防犯力の向上が防犯ボランティア団体や、住民の皆さんの御協力によりまして、達成できたものであると、感謝しております。

しかしながら、ことしにつきましては、10月末の暫定値ではありますが、204件ということで、平成27年と比較しまして増加することが確実な状況でありますので、一層の警戒が必要と考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 順調に減ってきたのですが、ことしについては、目標が未達成になりそうだということではありますが、取り組みの検証をされて、目標達成の努力を期待したいというふうに思います。

次に、本町では、平成18年度より、幸田タウンメールで犯罪情報の配信サービスが開始されるなど、こういった取り組みをされてまいりましたが、この登録の促進や啓発の取り組みにより、登録者数はどのように推移してきているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 防犯活動行動計画につきましては、平成29年度以降の計画を、現在、作成中でございますので、この犯罪の傾向だとか、必要な対策、こういったものを盛り込んで、安心なまちづくりにつながる計画を作成していきたいというふうに考えております。

近年のタウンメールの登録者数でございます。

平成25年9月で、2,329件、平成26年9月現在で、3,166件、平成27年8月現在で、3,196件、平成28年8月現在で、3,449件となっております、年々登録者は増加傾向にあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 幸田タウンメール、私も配信されるわけですが、タイムリーで有効な情報が配信されておりますので、多くの住民の方に利用されることを願っております。次に、特殊詐欺被害防止の取り組みについて質問をいたします。

警察庁は、ことし。上半期の特殊詐欺認知件数、検挙状況を発表をいたしました。

これは、8月に発表でしたが、全国で6,443件、これは、前年比、マイナス570件、5年ぶりに減っているということでありましたが、依然として高水準だということであります。

特に、愛知県の特徴としましては、高齢者がこうした犯罪に巻き込まれるケースが多いことから、弱者に対する犯罪抑止に向けた効果的な取り組みを推進することが、重要であると考えます。

特殊詐欺の撲滅は、この対策は警察に、詐欺に遭わない対策は、行政の役目だということふうに私は思っております。

本町における特殊詐欺被害の発生状況と、その被害には、どのようなものがあるのかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほどの幸田タウンメールにつきましては、有効な情報提供のツールでございますので、今後も登録の呼びかけを積極的に継続実施していきたいと考えております。

近年の幸田町における特殊詐欺の被害の発生状況でございます。

平成25年に還付金詐欺が1件、被害額は、149万6,324円、平成26年に同じく還付金詐欺が1件、被害額が49万9,525円、平成27年では、オレオレ詐欺2件、被害額が、349万9,460円、この平成28年は、10月末現在では、被害なしという状況でございます。

なお、全国的には、オレオレ詐欺や還付金詐欺のほかに、架空請求であったり、融資や金融商品に関する詐欺、ギャンブルの必勝情報や、異性との交際に関する詐欺、こういったものが発生している状況でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 振り込め詐欺などの被害を防ごうと、岡崎市と幸田町では、オレオレ詐欺防止機能付電話機の貸し出しをいたしました。

これは、番号登録をしていない相手から電話がかかってきた場合、赤いランプがついて注意を促す機能のほか、録音機能もついており、両市町の65歳以上の高齢者のいる100世帯に貸し出しをし、半年間、使用し、その効果について検証するというものであります。

本町の高齢者にこの電話機の貸し出しを受けた方があれば、その状況について、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 岡崎警察署が実施いたしました検証事業でございますが、幸田町にお住まいの方のうち、4名の方が、この撃退電話の検証に参加されたというふうに聞いております。

この4名の方の具体的な検証結果や意見などはわかりかねますが、撃退電話の設置によりまして、安心感、それから、防犯意識が高まったという意見が多かったようでございます。

また、副次的な効果といたしまして、詐欺被害の防止について、家族や友人と話す機会がふえたなどの意見も寄せられたということで、全体の87%の方が、撃退電話の機能に満足しているというふうに回答したというふうに聞いております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） こういった電話機、岡山市、静岡市、多くの自治体で購入費用の半額を補助している施策を取っております。本町でもこういった補助制度を導入していく考えについてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この補助制度につきましては、周辺自治体におきましても、刈谷市では、市が購入した電話機を格安な値段で希望者に販売するといったような事業を実施されているということは聞いております。

この撃退電話の補助金制度の創設につきましては、警察署が実施いたしました検証結果、こういった刈谷市の事業、こういったものをいろいろ調査させていただきまして、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 最近の犯罪の傾向、先ほど、部長も言われました偽電話による還付金詐欺、これが、半数以上占めているということでありまして、係員のいないショッピングセンターのATMに呼び出して、金を振り込ませる。こういった手口だということでありまして、町内におけるATMの総数、係員のいるところ、いないところの台数をお聞きいたします。

また、どのような防止策を取られているのかについてもお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町内におけるATMの設置数でございますが、企業が従業員用に設置するものを除きまして、町内に42カ所あると認識をしております。

内訳は、郵便局や金融機関に14カ所、コンビニエンスストアに21カ所、その他、役場やスーパーこういったものに7カ所となっております。

これらATMにつきまして、コンビニなどには、従業員はおりますが、専属でATMを監視する係員を配置している箇所はないと認識をしております。

防犯カメラ、係員の巡回など、こういったもので対応されているということだと思っております。

また、報道によりますと、愛知県内の信用金庫では、還付金詐欺の防止を目的に、カード振り込みに制限をかける、お年寄りの方に制限をかける、こういったことなどの対策を実際に行なってみえるということは、承知をしております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。

次に、業者の総合的な防犯対応について、お聞きをいたします。

本町は、悪質商法や不当請求による被害で、困っている人、あるいは悩んでいる人たちに対して、相談を受け付ける窓口が役場庁舎の1階であります。この相談内容や、件数などの現状について、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 相談内容と件数ということであります。

相談内容につきましては、電話勧誘販売、マンションの賃貸の勧誘とか、通信販売、インターネットのプロバイダーの契約、アダルトサイトクーリングオフといったような相談内容でございます。

件数につきましては、平成27年、過去3年間を申し上げますと、町につきましては、平成25年が6件、県につきましては、128件、平成26年度が、町が9件、県が140件、平成27年度、町が4件、県が166件でございます。

平成27年の県の相談の内訳といたしましては、窓口での相談が34件、残りの132件が電話での相談ということでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） このことについてであります。8月26日の中日新聞の朝刊に、愛知県が消費生活センターの再編を進めておりますということで、現在、県内に8カ所ある相談窓口を、平成30年を目途に、名古屋の総合センターに集約するということがあります。

逆に、市町村の窓口は、5万人規模に一カ所程度にふやすという記事がございました。

これを受けて、岡崎市にある西三河消費生活相談室が廃止の方向に動き出し、岡崎市でも西尾市でも、ことしの4月から相談窓口の拡充をしております。

本町は相談窓口の拡充対策、どのようにされているのか、また、されていくのか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 西三河の消費生活相談室につきましては、平成30年を目途、これが、暦年なのか、年度かまだはっきりしておりませんが、そういった予定でございます。

本町の消費生活相談の窓口につきましては、現在、平成28年度は、月2回、午前10時から午後4時までの月10時間で、1名体制、第2、第4金曜日に実施しております。

す。

来年度、平成29年度につきましては、拡大をいたしまして、月4回、週1回を午前10時から午後4時までの1名体制で毎週金曜日で相談窓口を設ける予定でございます。

現在は、1階の相談室で実施しておりますけれども、週1回となりますと、なかなか役場での相談室での利用状況が難しいということで、社会福祉協議会の中に相談室がございますので、そちらに移動させていただいて、拡大をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 毎週1回というふうになるということでありまして、先ほどあったデータで、役場より廃止される西三河事務所、県の相談回数が圧倒的に多いということですので、町の窓口になったときには、週1回では少ないというふうに思いますが、その点について、再度、見解をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 先ほど、来年度は週1回ということで拡大をしております。

今後、西三河の相談室が廃止された場合には、その相談件数が、岡崎と幸田の内訳というのは、定かではございませんけれども、確実に相談件数がふえるという予測はしております。

平成29年度の週1回の状況を確認をいたしまして、先ほど、議員が言われたとおり、西尾、蒲郡では、この4月から、センターを開設、岡崎は、17年4月から、独自のセンターを開設しております。

来年度の相談状況を踏まえて、この3市との連携についても、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 様子を見ていくということではありますが、本町の窓口、これが、わかりやすく、相談しやすい体制づくり、早急に整備されることを期待するものであります。

こういった人の弱みにつけ込んで、汗水たらして蓄えたお金を何なく奪っていく卑劣で許しがたい犯罪であります。

特に、今、架空請求、お年寄りを狙った投資商法、訪問販売、この被害が深刻になっているということでもあります。

そんな中で、今、全国で注目されている自治体がございます。

滋賀県野洲市が、国の法律だけではなく、これに頼らず、自分たちで市民の被害を防ごうと、国、自治体で日本初という新しい条例をつくり注目されています。

これが、くらし支え合い条例という名前で、この10月に施行されました。

規制強化、これで被害を減らすという条例でありますけれども、訪問販売を登録制にすることと、訪問販売お断りステッカーをはることで、住民が訪問販売をあらかじめ拒否できる、これが大きな特徴であります。

この1つ目は、野洲市内で訪問販売をしたい業者には、市に名前や連絡先、これを登

録することが、義務づけられており、登録をしていない事業者は、訪問販売ができないということになります。

また、2つ目の市が用意した訪問お断りステッカー、これを玄関にはることで、それでも飛び込みで勧誘したら、即条例違反ということになるということでもあります。

この野洲市の画期的な取り組みをきっかけに、全国でそれぞれに合った条例設置で被害を積極的に防ぼうとしている自治体が多くあります。

この条例は、よくある決めごとを明確化するような条例ではなくて、本当に実行化のある期待できる条例だというふうに思います。

この条例の取り組みの見解と、野洲市の取り組みの効果を検証し、幸田町版のくらし支え合い条例の取り組みの検証を期待いたします。

この考えについて、お聞かせください。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 近畿地方では、訪問販売お断りステッカーの取り組みが進んでいるということは、認識しておりますが、この東海地方では、余り進んでいないという状況でございます。

条例制定というお話でございますが、条例については、幸田町の法律でございますので、よくよく慎重に検討してまいりたいと思っておりますが、先進的な取り組みにつきましても、野洲市の事例を検証し、全国的な動向や、町内の訪問販売と、そのトラブル状況について把握しながら、未然防止に向け、前向きに検討はしてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 住民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが進むことを強く訴え、次の質問に移ります。

次は、スポーツ振興策についてお伺いいたします。

ことしは、オリンピック、パラリンピックが、リオで開催され、日の丸を背負った日本の選手の活躍に日本中の人々が大きな関心を持って声援を送り、期待以上の熱戦と成績に大きな感動を味わうことができました。

世界全体で国境や人類を超えて、スポーツの持つすばらしさ、誰もが共感できる感動は、急激に多様化する社会環境の変化の中にあっても、その果たす役割は大きいものとなっております。

2020年の東京オリンピックを控え、町長も幸田町内からも出場するような選手が出てきてほしいと、こういったいろいろな場所で挨拶もされております。

スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じ、幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利だというスポーツ基本法に明記をされました。これは、画期的なことだということでもあります。

スポーツをすることは、身体をつくり、精神をリラックスさせ、ときには、ストレスの解消など、生きる力を醸成し、心身を健康にしてくれます。

教育の面からも、子どもたちの体力づくりと、心身の健康のために、極めて重要なも

のであり、知、徳、体を育成する大きな要素であります。

教育としてのスポーツ振興の意図、果たす役割について、見解をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 子どもたちにとりまして、スポーツ振興の意義と申しますと、心身の健全な発達を促して、仲間や指導者との交流を通して、コミュニケーション能力を育成をし、豊かな心と他人に対する思いやりを育むという面からも意義があるものというふうに思っておりますし、人としての成長を図るということを考えますと、このスポーツ振興の果たす役割は、非常に大きなものだというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） スポーツの振興は、教育のみではなくて、地域づくり、仲間づくり、生きがいつくりなど、地域コミュニティを形成する媒体としても大きな、そして、重要な役割を果たしているというふうに考えます。

本町のスポーツ振興策の現状と課題があれば、お聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 町民大会、いわゆる町民スポーツ大会、それから、夏や春休みなどのスポーツ教室と、そのほかにも、近隣の自治体では、ほとんど消滅しつつあります町民大運動会、こうしたものを、幸田町として実施をしているのが一つの特徴であろうかと思えます。

主に、この町民大運動会で結ばれます地域のきずなというものが、いろんな災害時においても大いに役立つものだとも考えますし、これらの特徴的な幸田のスポーツの振興をさらに図っていく必要があるというふうに思っています。

課題といたしましては、町民の方がスポーツを身近なものとして楽しんでいただくための場所、この場所が、施設によっては利用日が重複することがあり、利用ができない場合があるというようなこと、利用者の方々に御迷惑をかけている点につきましては、今後の課題というふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） スポーツは、社会環境の変化や、市民、種目、これが多様化しております、グラウンドなどの施設や環境整備、これが必要となってきたというふうに思います。

誰もが、生涯にわたり、スポーツを身近なものとして楽しめ、使いやすい施設の整備について、お伺いをいたします。

私のところに、スポーツを楽しみ、生きがいにしている複数の方から使いやすいスポーツ施設を望む生の声がありました。

その1つ目ではありますが、テニスに情熱を傾ける子どもたち、そして、その保護者、指導者の方からの声ではありますが、町のテニスコートの夜間照明は、4月から11月までは、ナイター利用ができますが、12月から3月末までは、夜間の利用ができません。

ことしも各大会で好成績を上げ、盛り上がっている中学生、ジュニアのテニスへの情熱を持続し、さらに高目を目指すために、安定的な練習量と、その場所の確保のため、ぜひ、オールシーズンのナイター利用を望みますという熱い声があります。

テニスコートの夜間照明に関して、近隣市の利用状況、本町の対応の考えについて、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 現在、幸田町におきましては、体育施設の管理、及び、運営に関する規則というもので、12月から3月までの間は、夜間照明、設備の利用ができないということとなっております。

このことにつきましては、これまでの冬場の利用頻度の面であるとか、必要経費等などから、総合的に判断をされてまいったわけでありまして、現在、照明設備付きの庭球場が2施設、運動場が2施設の計4施設が、その対象となっております。

近隣市の状況ということでございますけれども、岡崎市におきましては、昨年度から、中央総合公園内のテニスコートと運動広場で、試験期間として、この12月から3月の間につきましては、その利用を試行的に実施をしているということで聞き及んでいるところであります。

また、蒲郡市のほうにつきましても、以前から一部のテニスコート、形原や野球場でのみ夜間利用が可能となっていたという状況につきましても、今回、調査の結果、わかってまいりました。

私どもの今後の方向性といたしましては、近隣の情勢も含めまして、この冬場の夜間利用件数であるとか、利用頻度を一度調査をさせていただきたいとは思いますが、そういう意味から、試行的に幸田町につきましても、取り組んでまいりたいというふうを考えているところであります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 試行的に実施の方向という前向きな回答をいただきました。

相見駅近くのマグフーズ幸田店の東側に、越丸公園という小さな公園がありますが、公園全体を照らしている照明があるため、暗くなってもスポーツを楽しむ親子で、大変なにぎわいだということでもあります。

昼間だけでなく、スポーツを楽しむというニーズは多くあるということをつけ加えておきたいというふうに思います。

それから、もう一つの声であります、中央公園の外周は、朝も夜も健康づくりのため、多くの人が利用をされています。

そのウォーキングやジョギングの愛好者の方からであります、人の幅だけでも全天候型の舗装にしてもらえないかという声が挙がっております。

これは、水はけがよくて、雨の日でも競技ができるタータントラックと呼ばれるものや、あるいは、ポリウレタントラックなどがあるようです。

中央公園の外周コースが安全で膝にやさしいコースになれば利用者がふえ、今よりさらににぎわいのある健康づくりスポーツエリアになることは間違いがないというふうに思います。

この点について、見解をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 中央公園の関係でございますので、建設部のほうから、お答え

させてもらいますけれども、この全天候の舗装につきまして、中央公園、スポーツなども含めて多く利用していただいておりますけど、この全天候につきましては、単なる舗装面に表層仕上げで行うのではなくて、下層路盤からやわらかくしていくという形で、施工費がかなり高くなってございます。

御提案のタータントラックによる合成ゴムについての平米当たりの単価も1平米当たり2万3,000円ほど、また、ポリウレタントラックですけれども、これが、1万9,000円ほどと、通常の舗装の2倍以上単価となっております。

今、御提案の外周の円の円長が536メートルほどございますけれども、幅を1.4メートルほどしてみると、これも舗装を切削する必要もありまして、例えば、タータントラックであれば、4,600万円ほど、また、ポリウレタンでも3,600万円ほどかかるという状況で見積もりをとって見てあります。

ただ、こういった内容で御提案をいただきましたけれども、現在のところは、その経済性の面も含めて、経費等の面もございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 課題ということではありますが、ぜひ、何らかの格好で、前向きな計画をお願いしたいというふうに思います。

最後に、3つ目の声であります、話は少し大きくなってしましますが、2016年第20回アジア大会が名古屋市愛知県で開催されることが決まっております。

幸田町にも何か協議を誘致できないものかという声であります。

アジア大会は、広島大会以来、30年ぶりの日本での開催であり、アジア40億人の代表が、36の競技を競い合い、アジア最大のスポーツの祭典であります。

大会が終わった後も、その開催が末永く語り継がれ、開催を契機として県民一人一人、これがより一層スポーツに親しみ、地域が一体となれる絶好の機会であります。

現在、開催は決定しているものの、競技会場については、方針として現有施設を最大限に使用するといった程度の内定程度だということであります。

まだ決定はしたのではないということでもあります。

内定としては、岡崎市はレスリング、野球、アーチェリー、西尾市では、卓球がそれぞれ候補地とはなっておるということでもあります。

そこで、町長にお聞きしたいと思っております。

本町も競技会場として名乗りを上げていく余地は、まだ、十分にあると思っておりますし、これが、絶好のチャンスだというふうに思います。

単独でも、また、近隣との共同開催としてでも、声を上げていく考えについて、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） アジア大会の件でありますけれども、今から10年後ということで、先日も大村知事と話をしましたけれども、我が幸田町ですぐできそうなものというのは、グラウンドゴルフなのですけれども、それはアジア大会にはないだろうというふうに思うわけでありまして、ただ、運動場とか施設、特に、我が町には体育館がないと

ということで、今から10年後だから、知事何とか一つというような話をしました。

できるか、できないかは、今から10年後に体育館をつくるということで方針を出しておりますけれども、特に、最近、成人者との集いで話をしますと、町長、ボルダリングをつくってくださいよというのです。アジア大会がくるのでボルダリングをつくってくださいというのです。最近、若い男女の方が壁をよじ登るといふ、そのボルダリング、そんな大きな施設は要らないです。4、5メートルあれば、横にずらしてやれば、かなりホールドをいろんな形につくればできるわけでありまして、そういうものも一つ考えることも必要かなというふうに思っておりますけれども、今後におきましては、さらに調整をしまして、幸田町にも何か一つ、10年後でございますので、何か持ってきてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 町長から、10年もあるということですので、ぜひ、体育館をつくる際、いろいろな場面で、前向きな挑戦というか、考えを示していただきたいというふうに思います。

生涯にわたって体力づくり、生きがいつくり、地域づくりも含めた、幅広い観点でこのスポーツを捉えて、住民の誰もが身近に楽しめ、使いやすいスポーツ施設と施策をさらに充実と促進をするべきだということを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、15番、水野千代子君の質問を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問をさせていただきます。

食品ロス削減などについてであります。

農林水産省の2013年の推計によりますと、まだ、食べられるのに破棄されてしまう食品ロスは、日本で年間632万トンが発生しております。

これは、世界全体の食糧援助量の約2倍になります。

国民一人に換算して、一日当たり茶わん1杯分の御飯が捨てられている計算になります。

大切な食べ物を、無駄なく消費し、食品ロスを削減するために、もったいないの意識をもって質問をさせていただきます。

食品ロス削減は、国際的にも大きな問題となっております。2015年9月に採択された2030年に向けた国連の行動計画、持続可能な開発目標では、2030年までの小売り消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる食品ロスを減少させるという目標が掲げられました。

学校給食用調理施設は、食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つでもありま

す。

学校給食における残食量は幾らぐらいか、小中学校別、保育所、それぞれお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 平成27年度の残食量をキログラムで申しますと、小学校では、1万1,282キロ、中学校では、1,725キログラムとなっています。また、率で見ますと、小学校で3.7%、中学校で1.1%となっており、全体では、2.8%となっております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育園から排出される食品残渣の量でございます。こちらにつきましては、公共系生ごみ諸業務として回収した平成27年度の実績でございます。年間9,275キログラム、園児、職員の総数で割り返しますと、一人当たり年間約6.6キログラムという量になります。

ただし、この量の大半につきましては、給食調理工程から出る、例えば、果物の皮だとか、ジャガイモの皮だとか、野菜の切りくず、そうしたものが大半でございまして、実際に私が議員から質問をいただいた後、わしだ保育園のほうに出向いて実際にこの目で確かめてきましたが、18リッターぐらいのバケツだと思いますけれども、半分ぐらいにそうした残渣が入っておりました。

そして、確認したところ、本当に食べ残し、手のひら一杯、あるかないかというのが事実ということで、保育園の場合は、余り食べ残しが無いというのが実態でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、小学校別、中学校別、また、保育所でお聞きをいたしました。小学校、中学校は、学校給食センターから出る残食かなというふうに思います。

今、保育所をお聞きをいたしました。キログラムで言いますと、学校の生徒児童から出される残食よりもかなり多いのかなというふうに思いましたが、しかし、工程の中のジャガイモとかリンゴとか、そういう皮をむいたそれも入っているということで、少し納得をいたしましたところでございます。

食育だとか環境、教育の一層の推進を図る観点からも、学校給食から発生する食品ロスの削減、食品リサイクルの促進を図ることが必要であります。

昨年度、環境省が、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査を行っております。

その国の結果と、本町との結果は、どのようになっているかをお聞きをいたします。

そして、調査結果を受けての取り組みがありましたら、お聞きをいたしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ただいま、御紹介いただきました全国の関係の調査を環境省が、平成27年4月に、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査を行ったという結果でございます。

この全国平均の残食率が、6.9%であったということでございます。

私ども幸田町の平成26年の残食率につきましては、2.9%、全国6.9%に対して幸田町は2.9%ということで、低い数値ではあるというふうに認識はしております。

それから、この結果を受けて、幸田町といたしまして、どのような取り組みを行っているということにつきましては、苦手がある児童生徒もありますし、量的に食べきれないという子どもたちがいることも事実でございます。

食べ残すのではなくて、他の子どもたちにも食べていただくとか、また、自分で取りに行くことを恥ずかしいと思うようなこともありますので、先生方が食べられるか聞きながら配って、残食を減らす取り組みをしていただいているところであります。

学校によりましては、給食委員会が企画をいたしました完食コンクールなどを行って、食べることに対する意識を高めているという現状でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 調査結果は、国が6.9%ということで、幸田町は、平成26年が2.9%、平成27年が2.8%ということで、かなり低い残食かなというふうに思うわけでありまして。

これを見ると、本町の残食は少ないわけでありまして、栄養士さんとか、調理員さんたちの本当の御努力のたまものかなということも一つ思うわけでありまして。

しかし、先ほど、量をお伺いした1万1,282キロが小学校、1,725キロが中学生ということで、中学生になると、かなりのもの、ほぼ食べ残しもなくいっているのかなというふうに思うわけでありまして、小学生に関しては、まだまだ残食がございますので、今後とも完食コンクールとか、また、先生方の気配りとか、そういうことで、食べてもらえればいいかなというふうに思うわけでございます。

この国の調査結果によりまして、1年間で小中学校で1人当たり平均7.1キログラム、御飯茶わん47杯分を捨てているという計算になります。

学校や保育所などで、学校給食や食育、環境改善などを通して、食品ロス削減、国民運動を進めていくことが、食品廃棄物の再生利用などの啓発を勧めるべきであるというふうに思いますが、現況と取り組みをお聞かせを願いたいと思います。

小学校、中学校、保育所もよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうした現状の取り組みにつきましてでありますけれども、まず、栄養教諭によりまして巡回食育指導というのを、町内全小学校、1年生、3年生、5年生、そして、また、中学校1年生に行っております。

そこで、食に関する学習を通じまして、食品ロスに対しての意識も高めてまいりたいというふうには思っております。

また、生活科におきましては、自分の手で野菜を育ててみんなで食べるというような体験もしております。

中には、苦手な野菜を育てることで、その野菜を食べれるようにするというような活動を行っている学校もあるということでございます。

まだまだ十分ではない部分もございますので、今後も食に対する意識をより高めるための活動を行っていきたく思っています。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育所では、食べ残しをなくすために、その子どもにあった量を配膳したり、嫌いなものは量をかげんしたり、少しずつふやして好き嫌いをなくすような工夫をしながら、みんなでおいしく食べる、そういう給食に取り組んでいるところであります。

また、先ほどの保育園の調理過程から出る調理くず、または、残食などにつきましては、環境課が公共系生ごみ処理業務として、西尾市にあります社会法人くるみ会に回収を委託しております。

くるみ会につきましては、回収した生ごみをたい肥化し、販売など有効活用をしているというふうに聞いているところでございます。

8つの保育園のほかには、役場庁舎、消防庁舎から出る生ごみについても、同様な処理をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 保育所から出る残食は、くるみ会に持って行ってもらって、そこで処理してもらってたい肥になるのかなと思うわけですが、学校給食の場合は、残食というのは、どういうふうになるかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 各小学校、中学校から出ました残食のものにつきましては、デイスポザーというのが給食センターの中にございまして、バクテリアによってとかして下水のほうに放流をしていくという形で、再利用という部分につきましては、残食のものを有機肥料等へリユースしていくような仕組みはないというのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 学校給食の場合は、給食センターの下のところで中間処理をして全部汚泥に流すということで、下水道を流すということでわかりました。

しかし、全国では、さまざまな給食センターを抱え、またそこから再利用をしているところも随分あるかというふうに思いますので、そのことがまた、子どもたちの学習にもなるかな、再利用の学習にもなるのかなというふうに思いますので、それはそれで、汚泥に流すのも、下水に流すのも一つの仕方なのかもわかりませんが、しかし、学習のほうからいいますと、そういうこともどうなのかなということもでございます。

また、子どもたちが、そういう形で自分たちの残ったものを給食センターにまた返して、それからどうなるかという、どこへどうなってどういうふうに再利用されていくのかということも、やはり、これは一つ、私は大切な食への学習ではないのかなというふうに思いますので、その辺は、どういうふうに学校として、子どもたちに教育しているのかということもお聞かせを願いたいと思います。

それから、ことしの10月4日でございますが、議会広報の表紙写真を撮りに深溝小学校の給食の時間に伺いました。

係が配膳を終え、食べ終わる前に、先ほども少し答弁をされておりましたが、食べきれない子どもは戻しに行く、そして、もっと食べられると思う子どもはもらいに行く、それでもおいしそうなそのときのメニューでございますが、玉子焼きと野菜の煮たの、

また、リンゴなど、多くの給食が残っております。

これも聞きますと、給食センターに戻すと、そして、残食になるということも伺いました。

本当にもったいない気持ちで帰ってまいりました。

学校、保育所で今も世界、日本では、食べたくても食べられない子どもたちがたくさんいること、食糧援助量よりも廃棄される量が2倍もあること、また、食育、環境改善などととも、食品ロス削減のことを、子どもたちに伝えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。現況も合わせてお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、子どもたちが給食を毎日食べる中で、本当に食べきれないものがあることを、本当に事実でありますし、返すときにトレイの中にたくさん入っている食材をどう思うかということにつきましては、本当にもったいないなという意識は持ってほしいし、給食センターに見学に行った折なども、そうしたことも現実の状況も見て学んでいただいているとは思っていますけれども、何よりも、実際の教育の中でも総合的な学習の中には、環境という学習があるわけでありましてけれども、これは、食品ロスに限って学習をしているわけでありませぬけれども、こうした学習の中で、知識だと理解を深めるような意欲的に削減活動ができる子どもたちになってくれるように、教えていく形を考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） なかなか食品ロスの啓発ということにつきましては、園児であるということで非常になかなか難しいわけでありまして、保育園におきましては、先ほどもちょっと申し上げたとおり、おいしく残さず食べると、これを重点に置いた食育教育にこれまでも取り組んでいるし、力を入れてきております。

やはり、今後もつくってくれる人の感謝の気持ち、そして、食べることの大切さを育む保育園給食を通じた食育教育に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 本当にこの食べることというのは、いついかなるときでも、皆さんが行っていることですので、それを通して、子ども、また、園児の人たちにも大切さを伝えていっていただきたいと、啓発をしていっていただきたいというふうに思います。

先ほど、残食量を、全小学校、全中学校の全体でお聞きをいたしました。豊川市では、昨年、11月9日から13日の5日間、全小中学校別で残食の調査を行ってまいりました。

小坂井中学校は、食だよりでこの5日間残食ゼロであったことを発表をしております。

このように、学校別で調査することで、より多くの生徒たちが給食の大切さや農家さん、栄養士さん、また、調理師さんへの感謝の気持ちと、残さず食べようという思いも生まれてくるのではないかとこのように思いますが、本町も学校別での残食の調査を行っているかどうかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 私どもも給食センターが新しくなりまして、現状におきまして

も、各学校別の残食量につきましては、集計が出ているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 残食量は、各学校でわかっているということでございます。

私も、時々、各小学校、また中学校のホームページを見るわけでございますが、なかなか私の見るところでは、こういうものが出てこなかったの、例えば、1番残食量の少ない学校とか、1番多い学校というのが、公表していいかどうかわかりませんが、もし残食が少ない学校、また、一番多い学校があったら教えていただきたいと思えます。

そして、でもそれをする事によって、ホームページ等も載せるか載せないかは、また、校長先生のお考えがございまして、それをする事によって、自分のところの学校は、どうしてこう残食が多いのかなとか、少ない学校はこういうことをやっているの、うちの学校は少ないのだなとか、そういうことが、私は細かくわかるのではないかなというふうに思うわけでありまして、ぜひとも、一度、少ない学校、多い学校がもしわかりましたら、お聞かせを願いたいと思えます。取っておられるということで今言われましたのでお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この残食量の各学校別の数値のいわゆる利活用と申しますか、そうした部分につきましては、まず、残食量が多かった数年前には、給食主任者会議でこうした資料をもとに、どういう要因があるのか等も含めまして、みんなで話し合った部分におきましては、公表していた時期があったということでございます。

現在につきましては、余りにもこの数値のみを使ってどうこうするという事は、今のところ考えてないわけでありまして、また、この数値を有効に使えるようなものがあつた場合には、根拠としてどういう形で、このいわゆる少ないから、多いからということだけで考えるのではなくて、いろんなことが含まれて、季節によつても違ふことでもあろうし、いろんな要素で含まれた数値でありますので、利活用については、慎重に考えてまいりたいと思つております。

ここで、どこが多かつた、少なかつたということ、若干、述べるとどうなのかということも思いながら、今、持っている表が平成28年10月の生ごみ等の記録ということで、主に主食、御飯、パンがどこで一番多かつたかというような数値につきましては、小学校の中では、幸田小学校、それから、中学校では、幸田中学校、この10月に関しましては、数値の上では、そうした状況が出ているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、大分、はっきりしない答弁であつたかというふうに思うわけでございますが、やはり、この利活用は、確かに考えていく、学校で進めることもしたいし、だけれども、私は活用する一つの数値ではあるのかなというふうに思うわけでありまして、やはり、こういうことも、私は公表はしていいのかなというふうに思うわけでございますので、今、多い所だけ言われましたけれども、例えば、少ない、多い所は確かにあれがあるかもしれませんが、少ない所なら、うちの学校はこんなに頑張つてゐるよという、みんな食べてゐるよ、健康だよという、それも私はアピールになるのかなというふうに思つておりますので、私は、むしろ、多い所より少ない所をお聞かせを願つた

ほうがよかったのかなというふうに思いますので、再度、お聞かせを願います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） やはり、どのように使うかということは、学校の中でもよく考えていきたいとは思っております。

今、申しました10月におきます、先ほどの主食の部分につきましては、残食の量が少なかったのは、小学校では深溝、中学校では北部でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。本当にやっぱり少ない、残食が少ないというのは、やっぱり、それだけ自分にいただいたものは食べるという、そういう気持ちが見童が生徒が多かったのかなというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それから、ホームページ云々というのは、やはり、これは校長先生のお考えで、私はいいのかなというふうに思います。

しかし、食の大切さ、感謝の気持ち、そして、その給食に対する学校の取り組みというのは、やはり、これは、ホームページでも載せていいのかなというふうに思うわけでございますので、これは、一度、お考えをいただきたいというふうに思っております。

それから、台風の影響で、学校が休校になる、また、インフルエンザ流行で、学級、学年閉鎖など、急な給食中止の場合の食材はどのようにされておられるのか、学校給食センター、保育所、それぞれお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 各学校ごとの残食量の公表、ホームページにつきましては、いま一度、内部で検討をさせていただけたらというふうに思っております。

それから、台風やインフルエンザで、急遽、学級、学年閉鎖などをする。あるいは、台風であると全町的にその日の給食を中止するというようなことが、実際にあるわけがありますけれども、台風の接近による休校等につきましては、事前に台風の進路予測、いつぐらいに最接近するののかというようなことを、事務局のほうで判断をいたしまして、この日の給食はどうしようというように決めていきます。

事前に給食を中止しようということにつきましては、その時点で、食材の発注を取りやめられるものは取りやめていく。間に合わないものも実際にあるわけがありますけれども、そして、インフルエンザも同様でございます。次の日のこのクラスは、閉鎖になりましたというような情報を午前中の間につかみまして、それを集計をし、次の日の給食に量を反映をしていくわけがあります。

間に合うものにつきましては、そこでとめるという、業者にとめるということ、それから、間に合わないものにつきましては、以降の献立の中で利用をする。それから、さらにもうつくってしまった場合につきましては、他のクラスや学年、学校の給食に追加をして、配分をするというような方法を取っているのが現状でございます。

極力、そうしたことで多くの食品ロスというものが無いようにという意識は持って、センターのほうと教育委員会のほうと情報をとって、連携をしているというのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、台風時の取り扱いにつきましては、先ほどの教育委員会と同様な形でございます。

常に気象情報、台風の進路等に注視しながら、給食の実施の有無を早目に判断し、極力食材納入をキャンセルしたりして、ロスが発生しないように取り組んでおります。

仮に、前日になった場合は、翌日のやつはキャンセルできませんので、そうした場合は、2日後の給食食材をキャンセルし、納入はされますけど、冷蔵庫等で保存をし、2日後の給食に変えるという形で、ロスが出ないように取り組んでいるところであります。

また、インフルエンザにり患した園児につきましては、保育園のほうは出席停止というふうになりますけど、小中学校のような学年閉鎖とか、学級閉鎖とか、そういう措置は取っておりませんので、その中で、給食をやりくりする中で、ロスが出ないようにやりくりしているというのが実態でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

台風の場合は、確かに、気象情報等を見れば、本町へいつぐらい接近するのか、また、子どもたちの危険が及ぶのか、及ばないのかというのが、ある程度、わかるのかなというふうに思うところでございます。

しかし、インフルエンザ等は、なかなかその日の朝でないとわからないことが、かなり多いかなというふうに思いますし、インフルエンザが流行しますと、本当に学年閉鎖になると、かなりの食材が残ってしまう可能性も出てまいりますので、今、お答えを願ったときには、中止のできない場合は、次の日とか、つくってしまった場合は、他のクラスへ配分するというところでございますので、極力、本当にロスのないような体制を整えていただければいいかなというふうに思っております。

ことしの9月であります。春日井市は、台風で中止となった小学校中学校給食の一部食材を春日井市役所で販売をしておりました。これは、たまたま金曜日だったということで、次の土曜日、日曜日がお休みだということで、食材が無駄になったしまうということで、販売したのかなと、それも一つあるのかなというふうに思いますが、台風等は、いついかなるときにもくるわけでございますので、こういうこともいいのかなというふうに思います。

早速、10月18日に視察にいつてまいりました。

日持ちしない野菜は、無駄にしたいくないというのと、もったいないという思いであったとお聞きをいたしました。この販売が好評であったということもお聞きをし、あっという間に完売をしたそうでございます。

即売した野菜の仕入れ値は70万円、もし破棄すれば損失となるのが、即売会で34万円を売り上げ、赤字を半額に抑えたという、こういうことをお聞きをいたしました。

このような、たまたま金曜日だったということと、次に、3日後に持ち越せない食糧だったということも、それもあるかもしれませんが、こういうこともいいのかなというふうに思うわけでございます。

本町でもこういう実施を考えていくお考えがあるかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 本当に台風有的时候には、私どもも幾ら進路予測が出ていると申しますと、急にスピードを上げて中部地方に近づいてくるということで、この日の給食をどうするかということについては、非常に真剣に予測をするわけでありましてけれども、万が一、そういうことで食材が余ってしまった場合、どうしようかということは、現実の問題としてあると思います。

今のところ、春日井市さんのレベルの分量と、私ども幸田町の分量と考えるわけでありましてけれども、そうした実情が、万が一起きた場合には、一つの参考の事例にはなるというふうには思っております。

ただ、どこでそういうものをお売りするのか、値段の設定をどうするのか等もあると思いますけれども、一つの春日井市さんの例を参考とさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かに、春日井市と本町では、人口も違いますし、生徒数も完全に違うわけですが、でも、やっぱり、こういうこともやっている市町もあるという、そういうことを、私は、知っていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

値段についても、私もこれもお聞きをいたしました。全て半額だそうです。仕入れ値の半額で売ったという、そういうことをお聞きをしましたので、これを何％にするのだとか、どうするかという、そこら辺は悩まなくてもいいのかなというふうに思いますので、また、参考にさせていただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお聞きをいたします。

それから、食べられるのに破棄される、先ほど言いました632万トンのうち、事業系から出る食品ロス、330万トン、家庭の食品ロスは302万トンであります。自治体、事業所、家庭が一体となって食品ロスに取り組むことが必要となってまいります。

食品ロス削減は、生ごみの削減にも大きな効果がございます。事業所や家庭からの食品ロスの現状を、ごみの担当として、どのような認識をお持ちか、取り組んでおられるのかを、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） まだ、食べられるのにもかかわらず捨てられてしまうという食品ロスといたしますが、我が国では、1年間に使われる食品が8,339万トン、そのうち、食品由来の廃棄物が2,797万トン、そのうち、先ほど言いました632万トンがまだ食べられるはずの食品ロスという統計でした。

食品全体の約8％と考えると、とても大きい量でございます。この半分が、一般家庭から出てくるということです。

消費者庁の調査におきますと、家庭における食品ロスの内訳は、55％がダイコン等の皮の厚むきなど、食べられる部分まで過剰に切除してしまう。また、27％がこの食べ残し、18％が消費期限切れや、賞味期限切れにより、食事として使用されずに廃棄されたものという調査結果でありました。

本町で廃棄されるごみの約5割を燃やすごみが占め、さらにその燃やすごみの4割が

生ごみが占めているという現状を考えますと、今まで余り食品ロスについては、検討してきませんでした。

食べ残し、皮のむき過ぎ、鮮度落ちが、食品ロスの3つの原因となると思います。必要な量だけ購入して、食べきることが削減のポイントになるということです。

今後につきましては、どのように啓発活動等、何ができるかということのをいろいろ検討していきたいと、今、考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 先ほどの議員の質問された、酒向委員のごみの削減、ごみの排出、幸田町は、確かに、県下で誇るごみの少ない町だということは自負しておられる現状でございますが、やはり、その食品ロスに関することも、やはり、一つは頭に入れて、いろいろな啓発を、私はもう少しできるのではないかなというふうに思うわけでございます。

先ほど言いましたように、世界も国もこの食品ロスについて、かなり大がかりな取り組みをされるということでございますので、この辺に関しましては、担当としてもいろいろな啓発も考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、事業所、特に、飲食店などにも、食品ロスへの削減への問題意識は浸透しつつございます。食べきれ分量のメニューの充実、これも、いろんなお店で行っております。

例えば、普通でラーメン屋さんでいいますと、麺が普通だと幾ら、大盛りだと幾ら、麺が7割だと幾らというふうに、こういうところでも、メニューの充実をしているお店もございます。

また、食べ残さず食べる運動、御飯を少な目ということもございます。外食の持ち帰りができるように、パックが用意しているお店もございます。

欧米では、ドギーバッグという持ち帰られる袋が用意されており、また、自己責任表明カードというものもあるそうです。食べ残しで帰ってきても、何かあったら自分の責任だよと、こういうカードもあるそうでございます。

このように、いろんな事業所から出る食品ロスも多いわけでございますので、例えば、商工会を通して、事業所などに食品ロス削減の啓発を行っていただきたいというふうに思います。

また、先ほど、家庭から出る食品ロス、これも大きな量になってくるというふうに思います。

本当に、厚い皮をむかない、皮はほかの料理で食べるだとか、そういうことも、今、あるようでございますので、家庭においても、今の現況をお知らせをして、食品在庫の適切な管理、賞味期限が切れる前に食べる、当たり前のことでございますが、やはり、こういうことの管理も食材の有効活用などの啓発も合わせて、また、細かく、私は事業所と家庭にはお知らせをしていくべきであるというふうに思いますが、この点についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 事業系から出る食品ロスは、この330万トンとって、

その内訳というのが、公表されておまして、食品製造業が43%、外食産業が35%、食品小売業が18%、食品卸売業が4%というふうに発表されております。

また、国は、近年、食品ロス削減国民運動ということを推進し始めております。食品ロスの発生の段階的なモデル的な削減の取り組みを支援して、生活者一人一人の意識、行動計画に向けて、官民挙げて食品ロス削減国民運動、ノーフードロスプロジェクトということ、今、推進し始めました。

食べ物にもったいないをもう一度、世界に日本の取り組みを発言とっております。また、この「ろすのん」みんなで取り組む食品ロス削減運動シンボルマークもできているということでございます。

本町といたしましても、この「ろすのん」というせっかくいいシンボルマークがありますので、これを使って何か食品ロス削減に向けての何かいろいろな啓発ができたならば、こういうことを検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そういうようなさまざまな国も動いているところでございますので、さまざまな啓発を、本町の中でも行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、先進的な食品ロスを進めている松本市がでございます。

ここは、残さず食べよう3010運動として、毎月、10日、30日を家庭で行う日を設定をしております。

10日は、もったいないクッキングデーなどを通して、家庭にも周知啓発を行っております。

また、食品ロスを進める飲食店などに、残さず食べよう推進店、事業所認定制度も創設をされております。ほかにも、会食や宴会時には、宴会開始の乾杯から30分と、お開きの前の10分間は席について料理を楽しみ、食べようという3010運動を進めております。

ここは、市を挙げて食品ロス削減に取り組んでおります。

本町も、食品ロス削減を、家庭で行う日の設定と、あと、会食、宴会などでの取り組みの中で実施をしていただけないかということをご提案させていただきます。

私も、30分間食事をするとどのくらい食べられるのかなと思って考えてまいりました。

しかし、私の提案だと、30分たつと、ほとんどみんな食べてしまうということもありますし、まだ、届いていない料理もあるということでございますので、会食、宴会時の開始してからの30分間は、席を立たないのは少し長いのかなというふうに思いますので、残さず食べよう2010運動、20分と前の10分を提案したいというふうに思いますが、お考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 消費者庁は、宴会の食べ残し量は、ランチ、定食の5倍、食べ残しを減らすため、食べきりミッションを始めましょうと言っております。

議員のおっしゃるとおり、私もそう思いますので、乾杯の後、30分なのか20分な

のか、15分なのかわかりませんが、それを味わいたい、料理を楽しむ、お開きの前の10分前は、もう一度、料理を楽しむ、また、幹事は、食べ切りを呼びかけようと、食べ残し防止も宴会幹事の役割だよというようなことを、大変いいことかなと私も思います。

この取り組みを実践していくと、これは、大変いいことだと思いますので、ぜひ、皆さんも今月の忘年会シーズンから、実行できそうですので、ぜひ、皆さんも一緒に地球にやさしい食べきりミッションの実践を、私とともに一緒にやっていただけたらとお願いをします。

このような小さな輪が、大きな輪になっていることを期待して、いろんな場所でPRなんかは、自分も進んでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、部長さんが言われましたように、小さなまちだからこそできるということもかなりたくさんございますので、ぜひとも食べきりミッションを行っていただいて、お互いに努力をしていってきたいなと思います。

もし、きちんとした時間等も決まりましたら、事業所、家庭、商工会のほうにも連絡をしていただいて、町全体で取り組めたらいいのかなというふうに思うわけでございます。

例えば、長野商工会議所なんかは、クリーン長野運動推進本部というものがございまして、会食、宴会での食べ残しを減らそうとあって、2010運動、ここは20分、10分だそうですけれども、PR用でポケットティッシュを配ったという、こういうこともございます。

また、糸魚川市では、もったいない心得の10条をつくって市民全体に呼び掛けているという、ここも2010運動でございました。

でありますので、ぜひとも2010運動をお願いをしたいというふうに思います。

それから、愛知県でも、食育ネット愛知が、もったいない食品ロスとして、毎月、19日をおうちで御飯の日を推奨しております。本町独自の取り組みとして、やはり、日にちも設定も設けてはどうかなというふうに思います。

それから、庁舎内の食堂でも、私は、食べきりメニューというものを導入をしていただけないかなということを、提案したいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） いろいろ食べきりミッションとしての方法を、いろいろ今後検討していきたいと思えます。

また、日にちについてでございますが、例えば、ノー残業デーの19日とか、いろんなパターンもあるかと思えますので、今後、そういういい方法を考えていきたいと思えます。

また、庁舎内での幸食では、食数もそれほど多くありません。職員もカウンターに並んだものを見ながら好きなものを購入しています。また、御飯も対面販売でございますので、職員の希望する御飯の量を聞きながら配膳してやっていって、よくやられている

とは思っています。

ただ、ほかの人、一般の町民の方も利用されますので、幸食においては、今度、量が多いときは食べきれる量に調整できますのでお申しつけくださいと、料金は定価となりますという、このようなやつなら、こういう表示をつけることは簡単にできると思いますので、ぜひ、それは、まず、小さいところですが、やっていったらいいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かに、食べきり運動でございますので、食べきれる量をお申しつけください。これは、いい言葉だというふうに思いますので、ぜひとも大きくはっておいていただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それから、消費者庁が、ことし7月20日に発表いたしました消費者基本計画工程表の改定では、未利用食品を活用したフードバンク活動に必要な支援を実施することや、飲食店などで削減に向けた取り組みを推進することが、初めて盛り込まれてはおります。

フードバンクは、食品製造過程で発生する包装の不備や、印字ミスによる規格外品など、賞味期限内にもかかわらず廃棄されてしまう食品などを、企業などから譲り受けて、生活困窮者や福祉施設などに無償で提供する取り組みが進んでおります。

フードバンクの活動を行っているセカンドハーベスト名古屋への支援、例えば、このようなフードバンクがあること、企業、事業所、家庭からも提供ができることなどの周知支援はできないでしょうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） フードバンク活動についての御質問でございます。

議員が御質問にありましたように、フードバンク活動は、食料銀行を意味する社会福祉活動でございます。

食品を、食べ物に困っている方たちに、届けるというような活動でございますけれども、幸田町においてのこのフードバンク活動でございますが、愛知県と名古屋市内にありますNPO法人のセカンドハーベスト名古屋が連携をいたしまして、生活困窮者の緊急措置として、生活保護に至る前段階での早期の支援を行うことを目的として、食品を無料で配布する事業で、具体的に生活困窮相談窓口であります、生活支援センター幸田を通じて、食べ物を必要とする人へ、食品の詰め合わせを届けるものでございます。

そのNPO法人のセカンドハーベスト名古屋では、家庭や会社から不用になった食品の受付も行っております。これを御利用いただければというふうに思っておるわけでございますけれども、セカンドハーベストには、農林水産省からの支援も入っておりますし、この県のフードバンク自体は、県事業でございますので、幸田町としては、特別の支援というのは考えてございませんけれども、寄附等の申し出がある場合については、問い合わせ等につきまして、NPO法人の紹介はしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） もし、また、そういう町民の皆さんのほうから御相談がありましたら、こういうところがありますので、ぜひとも御支援くださいということでお伝えを

していただきたいというふうに思うわけであります。よろしく願いをいたします。

次に、子育て応援メールについて、お伺いをさせていただきます。

本町は、妊娠から出産、子育てに関する情報サービスは、保健センターや2つの子育て支援センター、子育てマップの冊子などで、子育て支援の情報を提供をしております。

また、子育て世代包括センターの構築を実現の方向で進んでいることは、評価をしたいというふうに思います。

情報提供は、冊子だけではなく、現在は、メール配信による情報提供が求められております。妊婦さんや子育て家庭の方に、安心して出産や子育てできるように、妊娠週数や乳児、子どもの成長に合わせた子育て支援情報をメールでお知らせするサービスがございます。

そのようなメールがあるということ、町民の皆さんからお問い合わせがあるかどうか、本町はあるかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

また、県内でこのようなメール配信をしている状況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、御質問のありました子育て支援情報メールについてでございますが、内容等について、住民の方からお問い合わせは、現在のところないというところでございます。

また、県内で子育て情報メールとして、妊娠期から子どもの成長に応じた時期による子育ての情報を、専門的に配信しているところを調べさせていただきましたけれども、岡崎市と春日井市で配信していることを承知しております。

また、子育てに関する行事の日程ですとか、行事関係の情報を配信するところは、名古屋市を初め17市と大治町の1町が県内ではあるというふうに存じております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） やはり、今の若い人たちは、メール配信で情報を知りたい、または、教えてもらいたいということが、強くあるのではないかなというふうに思うわけでございます。

県内の実施市町は、今、お聞かせを願いました。17市1町で18市町ということでございます。

この中には、それぞれのネーミングがございます。春日井市は、春日井っ子メール、犬山市は子育てホットメール、岡崎市は、子育て応援すくすくメールなど、あたたかなネーミングとなっております。

子育てに関する講座の案内とか、今、言われましたように保育園の行事案内、こういうことがあるのかなというふうに思うわけでございます。

岡崎市の子育て応援すくすくメールは、妊娠期では、赤ちゃんの大きさや、ママの食事や生活のアドバイスなども配信をされ、出産後は、赤ちゃんの成長の様子、育児に関するアドバイスや、子育て支援サービスの情報を配信しております。

これは、子どもが3歳になるまで配信されているようでございます。

現在、核家族がふえ、共働きの家庭も多くございます。いつ、どこにいても情報が得

られることは、妊娠期の不安や、出産後の体調、子育てでの不安が解消される一つのツールとなるのではないのでしょうか。

このメール配信の導入のお考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 岡崎市と春日井市が実施しております、子育て情報メールにつきましては、妊娠期のお腹の赤ちゃんの様子や、お子さんの体のことや食事、生活アドバイス、出産後には、お子さんの成長の様子や育児に関するアドバイスなどを配信しているというふうに承知しております。

幸田町では、母子健康手帳交付時に、集団説明や個別面接を通して、妊婦期から子育て期に関するさまざまな情報を社会資源を資料として、全員に説明し、資料配布をして初めての妊婦、子育てには何をしたらいいか、こういう不安についても抱えている方についての対応を行っているところでございます。

また、乳幼児健診では、保健センターにおいて、お越しいただいたときなど、さまざまな機会を通じて、子育て期に役立つ各種情報提供を実施しているところであります。

メール等による情報配信も有効な妊産婦、子育て支援のための情報アイテムの一つとしては、理解をしておりますけれども、システムの構築の費用も考慮いたしまして、幸田町といたしましては、現状の妊産婦、乳幼児等の直接面接によって、情報の発信、相談等の実施を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かに、直接面接で、きちんとお伝えをして、それはそれで、私も一つの効果が出るのかなと思うわけでございます。

しかし、どこにいても、いつでも見られるという、私は、基本的な子育て、妊娠期だとか、また、産後のそういう自分の体調、子どもの成長等も、やはり、全体の中でうちの子とどういうふうに違ったのかとか、うちの子はどうなのかということも、やはり、比較対象にはできるのかなというふうに思うわけでございますので、やはり、私は、これは金額もかかるかもしれませんが、子育て支援の一つの大きな効果かなというふうに思うわけでございますので、ぜひとも、今後とも検討をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、今の配信ですけれども、これは、自分だけではなくて、お父さん、パパだとか、その御家族。お父さん、お母さんにも登録してもらえれば、状態がわかるような、そういう配信は岡崎もやっているようでございますので、ぜひとも研究をしていって、進めていっていただきたいというふうに、再度、お願いを申し上げます。

それから、子どもの予防接種は、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻疹など、ことしの10月からは、ロタの予防接種も始まり、数が多くございます。

種類も多く、接種期間も制限があり、接種回数もそれぞれ違います。本町の予防接種率は、どのくらいかをお聞かせを願います。全体ではなくていいですので、重立ったもので結構でございますので、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予防接種率完了率でございますけれども、今、名前が出ま

したところでいきますと、ヒブですと、92.4%、小児用肺炎球菌については、93.2%、四種混合、3回以上でございますが、97.5%、BCGにつきましては、98.8%、麻疹、風疹、2回でございますけれども、94.1%となっているところでございます。

これが、主なところでございまして、B型肝炎、ロタについては、ことしからでございますので、数字は出ていないということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 90%以上、どの予防接種も90%を超えるということでございます。

保健センターから対象者に文書で通知をして、親は自分の都合と子どもの体調を合わせて接種日を決めます。

種類、回数など、複雑な予防接種を受け忘れてしまうこともあるかというふうに思われますが、今、言われた接種率で数%の接種されていない方もおられます。その原因が何かということも、もし、わかってみえたらお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町では、予防接種の種類によって異なりますけれども、定められた期間までに接種を完了しない子どもさんについてが、接種対象者で約5%前後みえるということでございます。

その予防接種を実施しない保護者に対して、検診時での問診や、電話による聞き取りなどで、未接種の理由を聞き取りをしているところでございます。

その理由については、保護者の方が自然治癒力主義の方であったり、それから、宗教上の問題であったりということ、予防接種に対して否定的な考えをお持ちの親御さんであったり、また、子どもがアレルギー体質である、それから、接種時に体調不良などがあったというふうな理由があるというふうに聞き取りをしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） それぞれの保護者のお考えもでございます。

しかし、受け忘れてしまったという子どもも、私はこの中には入っているのかなというふうに思います。

複雑な予防接種が幾つあり、何歳までに何と何を接種すればいいのか、一緒に接種可能は何かということ、メールで知らしてくれる、受け忘れを防止してくれる子育て応援ナビを実施している自治体がございます。

県内の現況をお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 県内での予防接種管理のためのメール配信を行っています自治体については、瀬戸市と尾張旭市というふうに承知をしております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 瀬戸市と尾張旭市がメール配信をして、保護者に忘れないことを予防する、もし忘れたら、次の接種はいつが可能であるかということをお知らせしているということでございます。

本当に、この尾張旭市は、アサピー予防接種ナビとして、ことしの6月から開始をしております。

急な発熱で予定した日に受けられなかったときなど、子どもに合わせ次の予防接種スケジュールを自動で作成して、接種日が近づくと、スマートフォンや携帯電話にメールで知らせてくれるなど、複雑な予防接種の受け忘れを予防するとともに、子どもの体調不良や緊急な出来事で予定していた日時に接種できない方へのサービスになるかというふうに思いますが、本町としての導入の考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の御指摘のとおり、子どもの予防接種につきましては、種類も大変多く、接種管理が非常に複雑になってきております。

その点で、幸田町では、接種勧奨及び接種期日の間違いなどを防止するために、各予防接種の接種開始時期に合わせて必要な接種券を必要な時期にわけてスケジュール表とともに交付をしているところでございます。

また、最初の接種時には、予防接種と子どもの健康という冊子を配布をいたしまして、病気の内容ですとか、予防接種の種類、理由などを周知するとともに、記録表を設けて、自分で管理ができるような方法をとっているところでございます。

なお、自町の開発システムではございませんけれども、保護者の方が登録することによって自由に利用できる無料の接種勧奨自動配信システムアプリというのを案内しているところでございます。

現状では、導入費用もあるということで、予防接種の管理について、メール配信で行う等の考えはございませんけれども、検診時の問診やはがき等による勧奨も実施しております、こういう点を引き続き行うことによりまして、接種漏れがないようにするというのと、民間開発の既存ソフトアプリを紹介をして、接種漏れのないように御案内をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かに、本町は、予防接種に対しましても、子育て支援に対しましても、さまざまな文書、ツールで、雑誌で紹介して、支援しているということは、よくわかっているところでございます。

しかし、本当にこれからの若い世代は、何を頼るかといったら、ものを読むよりもメールで見るといふ、こういう傾向に、私は少しずつ変わってくるのではないのかなというふうに思うわけでございます。

若い世代もふえております。また、子育ての支援もしっかりと打ち上げていただきまして、子育てするなら幸田町といわれるような、それも妊娠期から子育てするまで、終わるまで手が離れるまでは、私は、これは必要ではないかなというふうに思います。

本当に、子育て支援のナビと、あと、予防接種のツールは、ぜひとも考えていただいで、ぜひとも前向きな検討を、再度、お伺いをして終わりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の言われるとおり、最近の若いお母さま方は、文書と

いうよりは、そういう情報アイテムを使われるということは承知しておりますので、今のところ、自町の開発というのを考えておりませんが、先ほど申しましたように、民間開発のソフトというのがございますので、こういう利用を周知を図っていきたいということと、今まで以上に、保健師等による検診を通して、接種漏れがないような形で指導を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、休憩といたします。

午後1時より開会をいたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をいたしました順に質問をまいります。

最初の質問は、岡崎南部の大学病院についてであります。

現在、岡崎市民病院は、岡崎市と幸田町を合わせた人口約42万5,000人の医療圏であります。

病床数、ベッド数は、715床を有する唯一の総合病院であります。

そして、救命救急センターを備えた三次救急病院としての役割を果たしております。

一般外来患者数は、1日約1,200人、救急外来の患者数は、1日約100人あります。

そして、年間9,000台を超える救急車を受け入れているとされております。

その一方で、岡崎市では、岡崎市南部は、医療空白地帯と言われているということでもあります。

岡崎市の南部、岡崎小学校の西側に大学病院が来るということは、幸田町民にとりましても、大変、喜ばしいことだと思います。

そして、平成27年8月26日に、幸田町と岡崎市は、大学病院の整備等支援に関する覚書を締結をしております。

この覚書を見る限り、大学病院の全体像は見てまいりません。

覚書締結後、約1年3カ月が過ぎております。その後の進捗状況について質問をしてみたいと思います。

最初に、大学病院の規模について、お尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 岡崎南部に整備の予定のあります大学病院についての御質問でございますけれども、御質問については、現在、藤田学園になりますけれども、こちらのほうから出ております情報の範囲でお答えするしかできませんので、大変申しわけないと思いますが、御理解いただきたいと思います。

藤田大学病院から出されている情報によりますと、岡崎駅南区画整理地区内に建設地域が予定されております仮称でございますが、藤田大学病院の開設当初は、200から300床の稼働を目指してスタートするというところでございますが、その後、入院患者の状況に合わせて、2、3年後には、400床のフル稼働を目指す計画ということでございます。

また、病棟については、地上7階から8階の建物になるということを聞いております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 当初のスタート時点は、200床から300床、2、3年後に400床ということで、かなり大規模な病院になるということを伺いました。

そういった規模において、土地、建物などの費用については、どのくらいの費用が見込まれておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 全体の費用でございますけれども、土地につきましては、岡崎駅南区画整理組合から岡崎市が、約3ヘクタールの土地を取得いたしまして、大学病院のほうに供与するという予定であるということについて聞いております。

また、建物、医療機器等の費用につきましては、藤田大学病院の病床整備計画がまだ出されておられませんので、これが出されてから、今後の鑑定がされるというふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 3ヘクタールの土地を岡崎市が取得をしますというふうに伺いました。

次に、岡崎市民病院の診療科の数については、現在、35科ございます。

一方、豊明にあります藤田保健衛生大学病院、この診療科の数は25科となっております。

岡崎市民病院の場合、例えば、外科という名前のつく診療科は、外科、消化器外科、内視鏡外科、小児外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科の合計9つもあります。

一方で、藤田保健衛生大学病院は、外科、整形外科、形成外科の3科となっております。

どうも診療科の数が多ければよいというわけでもなさそうではありますが、岡崎南部の大学病院の診療科目については、現在、どのような予定になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 岡崎市と幸田町を区域といたします西三河南部東医療圏域で、整備が望まれておりますのは、24時間、365日受け入れ可能な二次救急病院であります。その二次救急病院を、実施するに当たり、必要な科目としては、救急科、循環器内科、消化器内科、外科、胸部外科、脳卒中科、整形外科を中心に各種の内科系、外科系の診療を設置する予定、これが最低限ということで考えているわけでございます。

詳細につきましては、詳細の診療科目につきましては、藤田学園から病床計画が出され

た後に、藤田学園より発表があるというふう聞いております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） まだ、診療科については、詳しくは藤田学園のほうで検討をしているということではありますが、ただいまの答弁の中では、産婦人科が入っておりませんというか、言葉がありませんでした。その辺については、要望をしていけるのか、その辺については、どのように考えてみえるのか、お尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御指摘のありましたように、産婦人科が、まだ、科目には入っておりません。この件につきましては、私ども、また、町長からも藤田学園のほうに要望をいたしておるわけでございますけれども、なかなか医師の確保も含めまして難しいというような回答をいただいております。

また、こういう大学病院で産婦人科を扱うということになりますと、かなり高度な産婦人科、一般産婦人科ということではなくて、緊急の場合、受け入れるというような対応となるためになかなか難しいということでございます。

ただ、一般産婦人科のほうで、処置ができなかった場合、救急により藤田病院のほうでは、受け入れるということでございますので、産婦人科という科目はございませんけれども、そのような対応はできるというふう聞いてございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 藤田学園のほうには、ぜひ、産婦人科についても、要望をしていただきたいというふうに思います。

次に、医師や看護師、あるいは、病院職員の体制については、どのようになっているのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 藤田保健衛生大学では、医師や看護師の養成を行ってまして、大学病院に従事する医師、看護師につきましては、藤田で学び育った藤田イズムをもったスタッフを配置する予定であるというふう聞いております。

今回、岡崎南部に整備される大学病院につきましても、病院開業に向けまして、大学における医師、看護師等の養成課程の学部の定員を513名から600名、87名増員させて人材育成を進めているというふう聞いております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 今回の答弁は、医師をまずは確保だということだというふうに思います。87名増員ということで、まだ、詳細はこれからかというふうに思いますが、幸田町民にとって一番の関心事となりますのは、救急車における緊急時への対応についてであります。

岡崎市民病院が公表をしております救命救急センター統計によりますと、平成26年度に救急車で来院した件数は、年間9,630件、1日当たり26.4人であったというふうになっております。

昨年度の救急搬送先として、幸田町から岡崎市民病院へ救急搬送をいたしました回数は、何回あったのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 市民病院のほうへ搬送しました件数ですけれども、平成27年の数字でありますけれども、幸田町1,383件中、岡崎市民病院のほうへは、718件搬送いたしました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 718件という、大変たくさんの件数の実施されておりますということですが、現在の岡崎市民病院から大学病院ができた場合に、大学病院へ搬送先が変更になる割合というのは、どのようになる見込みなのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 現在の岡崎市民の718件のうち、重篤、及び、重症患者が101件、産婦人科が9件、その他が、中等症、軽傷患者等が600件あります。

この全体でいうと46%に当たりますけれども、この600件の前後搬送するものと考えておりますが、大学病院の体制、及び、岡崎の医師会等の手動によって、多少変わるものと思っておりますが、今、私としては、2割から3割、250人から400人程度は見込めるのではないかと、このように試算しております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） かなりの割合が、大学病院のほうに移ってまいると、詳細については、医師会との調整が要するというふうなことでありますが、大学病院が開設をされた以降、今まで、救急搬送先に岡崎市民病院以外に安城、西尾、蒲郡などの病院へ救急搬送をしておりました。その割合が変わってくるかどうかについては、どのように予想されているのか、お尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 幸田町が、他市に搬送をしたという件数でございますが、安城厚生病院のほうに123件、西尾市民病院のほうに117件、蒲郡市民病院のほうに199件を搬送しております。

これは、かかりつけの患者を搬送するということが多いわけでございますが、ここから若干の減少は考えられますが、大きな影響はないものと思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 基本的には、大きな影響はないと、件数の変更はないというふうに伺いました。

そうしますと、岡崎市民病院に搬送をしておりました割合が、岡崎南部の大学病院に移ってくるとい割合が多いというのがわかりましたので、現在の主要搬送先であります岡崎市民病院に対しまして、大学病院では、どのくらいの搬送時間の短縮になると予想されるのか、お聞きをします。具体的な特定の場所をしないと、そういできませんので、幸田駅前から出発というふうに考えて、岡崎市民病院、南部の大学病院、それぞれのくらいの時間短縮になるのかについてお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 幸田駅からでございます。

幸田駅から岡崎市民病院までの距離が14.4キロメートルで、搬送時間にありましては、約20分ほどかかると考えております。

また、大学病院までは、距離的には、7.5キロメートル、時間的には、約半分の10分というふうに想定しております。

よって、全体的に捉えますと、岡崎市民病院よりも大学病院へ運んだときに、10分間の行き帰りの短縮が見込まれると考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 20分が半分の10分になるということで、搬送時間、救急車に搬送される場合には、約2分の1ということで、大変救命率が高まるなというふうに思い安心をいたしました。

そうしますと、今まで、岡崎市民病院が救急搬送先でありましたけれども、今度は、大学病院になるということで、よくなる点、当然、たくさんあると思いますが、逆に、また、心配される点はないのかについて、お伺いをします。

現時点でどのように予想されるのか、お尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 大学病院の先ほどの10分短縮できるではないかということは、やはり、救命率、または、傷病者にとっての早期治療が受けられるということになるかと思っております。

危惧されることなんかにつきましては、大学病院にかかりつけがふえるのではないかとということで、先ほど、600名の方からの若干がそちらのほうにふえるということになりますと、やはり、大学病院に対して、岡崎市、西尾市、安城市からの搬送人数もふえるのではないかなというところが、やはり、大学病院の受け入れ態勢がどのようになっていくのかというのが、まだわかりませんが、その辺が特に危惧されると思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） まだ、これからのことですので、また、様子を見なくてはいけないなというふうには思いました。引き続き、フォローをしていただきたいと思いますというふうに思います。

大学病院が近くにできるのは、大変、心強いことだと思います。しかしながら、近年、大病院を受診するには、かかりつけ医の紹介状が必要というふうになっております。町内のかかりつけ医が、発行する紹介状というものは、1年間でどのくらいの件数になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま、議員からありました内容ですけれども、本年10月から500床以上の大病院で受診する場合、かかりつけ医の紹介状がない場合、非紹介者加算料の徴収が義務化された件に関する御質問だというふうに思います。

岡崎市医師会管内の紹介状の発行状況に関する統計的な資料がございませんので、残念ながら、ちょっと数字については、お答えすることができないところであります。

なお、近隣で非紹介者加算料を徴収する病院につきましては、岡崎市民病院と安城厚

生病院となっております。そういう関係でいきますと、2病院へ入通院をされる住民の方は大変多いと思いますので、かなりの数の紹介状が発行されているのではないかとこのように推測はしております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） データにつきましては、ないということではありますが、岡崎市民病院のホームページを見ますと、紹介状に関する記述がございまして、紹介状に関しては、岡崎市民病院は、岡崎市と幸田町のほぼ全ての医療機関と、岡崎医師会を通じて、限定しているというふうに書かれております。

紹介状に関しまして、町内のかかりつけ医と、新たにできる大学病院との関係は、どのようになっていくのか、新たに大規模な大学病院ができるわけですので、その役割分担、あるいは、幸田町としてどのように方向にもっていくつもりなのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 紹介状につきましては、かかりつけ医がさらに精密な検査を行うことがあると、必要と判断した際に、検査機器のある病院を受診するために発行するもので、予定されている藤田大学病院のような機能の高い病院が隣接することにつきまして、紹介状の発行はふえることは予想されるところであります。

また、患者の方については、お医者さんが紹介できる病院の選択肢がふえるという点で期待がされているところでございます。

なお、藤田大学病院につきましては、予定では非紹介者加算料の徴収をする病院ではございませんので、その点で住民の方への影響はないと、このように理解をしております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 岡崎市民病院のかかりつけ医に関する公表資料をもう少し詳しく見ますと、紹介状をかかりつけ医が発行をするときには、あらかじめ岡崎市民病院にファクスなり、電話予約するなり、予約を岡崎市民病院が受け付けたら、その日時をファクスで送り返す、あるいは、連絡をしてくるということで、かかりつけ医がアポをとって、それを受けて患者にいついつ行きなさいというふうな指示をしているようであります。

そうしますと、やはり、岡崎のかかりつけ医、岡崎市民病院にかかりつけ医が紹介状を発行するとき、あるいは、予約をするときに、藤田の大学病院に予約をするのか、岡崎市民病院に予約をするのかというのは、かかりつけ医にとっては、そこで判断が分かれるわけであります。その判断については、どのような方向にもっていくかについて、質問をしておりますので、もう少し詳しくお答えください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 藤田大学病院の誘致につきましては、岡崎市医師会も委員会の中に入っておりますので、この誘致については、岡崎医師会としても進める方向でいっているということでもありますので、岡崎市医師会の会員である医師の方につきましては、岡崎市民病院も藤田大学病院につきましても、関係については同じような関係になるわけであります。

そういう意味で、お医者さんのほうがどういう病院を選ぶかというのは、医者判断になりますので、私らどもで、例えば、幸田の方は藤田病院をとか、北の方は市民病院とか、そのようなことはできませんので、これにつきましては、お医者さんの判断、また、その病院がどういう専門性を持っている病院かによって、検査項目のより高いところを選んでいただくということになりますので、今後、藤田病院がどういう診療科目をもって、どういう指針でいくかによって、かかりつけ医の判断が変わってくるか、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。岡崎医師会が、どうもそこでの調整といいますか、考え、それによるなということで、私は、基本的には、幸田町民がお医者さんに、とにかく大病院に行くわけですので、遠い岡崎市民病院よりは、せっかくできる大学病院のほうにいったほうがいいかなという感覚を持ちましたので、その辺については、今後、留意をして進めていっていただきたいというふうに思います。

岡崎市では、大学病院を誘致するに当たりまして、平成27年3月に藤田学園と締結をした協定がございます。

その協定によりますと、藤田学園に対して財政支援を行うということであります。

そして、さらに岡崎市と幸田町は、補助金を出すことも覚書の締結をしております。その金額と使途について、説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 岡崎市、また、幸田町から大学病院に対する財政支援の件でございます。

岡崎市は、藤田学園が設置をいたします大学病院に対し補助金を行うということで、金額の上限、総額を50億円以内とする条例を12月議会で提案をし、現在、審議されているところでございます。

幸田町といたしましては、この上限50億円とする補助金の一部を財政支援をする予定でございます。

補助金の使途といたしましては、大学病院が実施する第二次救急医療業務に関する部分と考えておまして、補助対象には、救急事業に必要な施設として、処置室や手術室等、また、必要な機材としてCT等が含まれると見込んでいるところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 救急医療に関する部分ですよということではありますが、救急医療に関する土地の部分、建物の部分、医療機器の部分、あるいは、医師や看護師などの人件費、こういった多くの分野にわたるかと思いますが、もう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、岡崎市が議会に上程しております補助金条例で対象としている救急医療体制に係る補助につきましては、二次救急に係る病棟の建設、それから、医療機器等が対象となるもので、土地は、岡崎市が用意をすることを予定をしておりますので、対象にはなっていないということでございます。

また、医師や看護師などの人件費、運営費につきましては、これも対象外ということでございますので、二次救急に係る病棟の建設、それから、医療機器等の購入が対象になるということになります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。病棟並びに医療機器ということで、対象が明確になっておりますと。

じゃあ続きまして、そういった補助金につきまして、幸田町の負担金額に対する考え方、あるいは根拠について説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町の負担につきましては、平成27年8月に岡崎市との間で結んだ大学病院の整備と支援に関する覚書に基づきまして、幸田町が岡崎市が学校を藤田学園が行う大学病院の設置に関する財政支援の一部を負担することについて合意したものでございます。その補助と対象する事業につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。全体の補助額については藤田学園の病床整備計画が出された後に詳細を詰めることとなりますので、全体補助額については岡崎市と幸田町で具体的にどのような割合で負担するかについても今後協議を進める予定でございます。幸田町の負担金額の根拠等は現時点では御説明する状況にないということをお伝えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 両市町で補助金を出す場合には、やはり患者の割合ですとか、何らかの考え方が必要になってくるかと思っておりますので、これも今後の課題かなというふうに思います。

岡崎市では、この補助金について補助金交付条例を制定をするようであります。12月の定例議会ということでありますが、既に岡崎市は平成27年、28年にかけて、既に25億円の支援基金を積み立てたということであります。幸田町はどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 新病院等の整備に係る補助金、負担金の交付根拠でありますけれども、本町におきましても補助金等の金額を確定数までには交付するための手続整備は進めなければならないと考えております。補助とするか、負担金とするかによって、条例等の整備の内容が異なってまいりますので、その点についても今後検討をし、方針が決まりましたら議会等への提案、あるいは報告をさせていただきたいと、このように考えております。

なお、本町におきましても支援金の財源といたしまして、財政状況を見ながら、医療施設等整備基金、積立金に順次積み立てを行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） まだ、今後これから詰めることがあるなというふうに思いましたけれども、財政支援は一度だけで済むのか、あるいは継続的になるのか、どのように考え

てみえるのかお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回の財政支援でございますけれども、大学病院の2次救急医療に係る施設、機材等の整備ということでございますので、今回、助成するものにつきましては一度支払うというような形で考えております。

なお、大学病院の2次救急の運営に関する費用につきましては、開業後の実績に応じた負担をしていく予定でございまして、これはほかの2次救急病院と同様でございますので、運営に関しては開業後、これも岡崎幸田とあわせてでございますけれども負担をしていくというような形になるかということでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。

それでは、平成28年8月に岡崎幸田救急医療対策協議会というものが開催をされております。その内容について情報提供及び意見交換を行ったというふうに書かれておりますけれども、その内容についてどのような意見交換がなされたかについて伺います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 28年8月2日に開催されました岡崎幸田救急医療対策協議会の内容でございますけれども、こちらのほうは岡崎げんき館のほうで開催をされまして、岡崎市医師会、それから歯科医師会、薬剤師会等の関係団体の委員11名、それから事務局として西尾保健所、岡崎保健所、幸田町という形で協議が進まれました。議事内容につきましては、救急医療の現状報告、それから非紹介者初診料加算料の改定について、先ほどお話が出たところでございます。それと、大学病院に関する進捗状況についての状況報告というのが議題でございまして、その中で意見交換が行われまして、幾つかの意見の中に病院建設委員会には医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との調整が必要であるというような御意見、それから医院外処方はどうなっているのかという御質問、それから医師、看護師等の医療スタッフの確保はできているのかという御質問、それから目的別の必要病床の調整、高度急性期ですとか、急性期、回復期、慢性期という病床の区分が今後の調整が課題になるのではないかという御意見、それから会員に向けた周辺のアクセス道路、隣接商業施設との開業が重なり混雑が予想されるのではないかというような御心配をされる意見が出されたということでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） なかなか広い分野にわたって活発な意見交換がなされたのかなというふうに思いました。今後ともこういう意見交換を通じて幸田町の要望といったものを通していただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、何億円という町の予算を大学病院に財政支援をする形になると推察をされます。その使い道については十分精査をされ、必要かつ十分な説明ができるような進め方としていただくことを要望して次の質問に移ります。

次は、公共施設のLED化推進についてであります。政府は日本再生戦略を平成24年7月31日に閣議決定をいたしまして、2020年までに公的設備・施設のLED等の高効率照明の導入率100%達成の方針が示されました。言うまでもなく、LEDの

発光効率は年々向上し、蛍光灯ランプの2倍以上の発光効率の実現も近いというふうに言われております。これが実現しますと電力消費も半分以下に抑えることができます。また、LEDは発熱量が少ないので、エアコンなどの空調設備の電力消費を低減することも可能であります。そしてまた、先月11月9日に開催されました第11回幸田プレステージレクチャーズで、世界を照らすLEDというテーマでノーベル賞受賞者の名古屋大学の天野教授の講演もありました。単にエネルギーの効率化・省エネ化のみならず、電力インフラの乏しい地域にもLED化によって光を届けることが可能になったということがノーベル賞受賞の高く評価をされたと言われている。せっかくノーベル賞受賞の講演を聞く機会を得たのをよいきっかけと捉え、幸田町をLED利用の先進的な自治体にするにはという観点で質問をしてみたい。

幸田町は新電力事業者PPSを活用し電気料金の低減を平成25年4月から取り組みました。これは、伊藤議員の一般質問による提言がきっかけでありました。また、平成27年、昨年度には役場庁舎と消防署に太陽光発電システムを導入し、電気料金の低減と非常時の電力確保に、そして町内の防犯灯のLED化に取り組んでまいりました。最後に残された分野が、公共施設のLED化であると思います。

そこで最初の質問であります。照明用の電力として消費量の多い公共施設について、4つの分類で質問をします。まず、保健センター・中央公民館も含めた役場庁舎、これ一つのグループ。消防署、ハピネスヒル・幸田、そして最後が学校、この4つの施設グループについて現時点での照明器具のLED化率についてお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 藤田大学病院に関する御要望についてでございますけれども、御指摘いただきましたとおり幸田町といたしましても数億円の規模の支援を行うというものでございます。町予算全体としても大きな割合を占めるということになります。しかし、医療圏域内で24時間、365日救急を受け入れていただける病院が近隣に整備されるということにつきましては、住民の方々が安心して暮らせる生活を確保するためには欠かせない施設と、このように考えております。それだけに大きな金額の公費が投入されるわけでありますので、内容書等について十分に精査し、必要かつ十分な説明をいたすようにしてまいりたいと思っておりますけれども、藤田学園の病床計画がまずあってのことでございますので、いましばらくお時間をいただきたいと、このように思っております。また、この間、町といたしましても、いろいろなさまざまな機会を通して、大学の藤田学園のほうに要望をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） LED化の件でございます。

まず、役場庁舎に関しましては、平成23年度の東日本大震災の際に電力時給が逼迫したと。その折には節電のために1階ロビーの一部の白熱灯をLED電球に整備し、また平成25年度の総合窓口設置工事に伴い、1階の残りの白熱灯をLED化したものと。それから、3階の一部をショート等がどの程度、事務に影響を与えるかなどを試験的に導入した結果、今のところ良好であるというふうと考えております。

また、昨年度実施いたしました太陽光発電の設置工事にあわせまして、災害対策本邦用で設置したもの、こういったものがございます。私のほうで4つの施設グループ、これの現時点での蛍光灯等のLED化率につきましては、庁舎、保健センター、中央公民館、この3施設につきましては、3.5%、消防署につきましては0%、ハピネスヒル・幸田、3施設では1.8%、小中学校9校では0.3%と、本町の各施設のLED化はまだほとんど進んでいないという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。これ、まだまだこれからだなという状況だということとであります。

それでは、体育館とか野球などの屋内、屋外の運動施設の照明器具につきましては、水銀ランプやメタルハイドランプを使っているかというふうに思いますが、高輝度のLEDランプも既に世の中に出回っております。屋内外の運動施設の照明器具のLED化率をお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 社会体育施設の中で、屋内の施設といたしましては勤労者体育センターがでございます。勤労者体育センターにつきましても照明器具のLED化はまだ対応をしてございません。

また、屋外の施設といたしましては、坂崎、とぼねの運動場、それから文化広場、豊坂に庭球場の4施設がありますけれども、照明塔など現在のところLED化の対応はしていないという状況でございます。

それから、小学校、中学校の体育館に関しましては、平成27年度に荻谷小学校の体育館のつり天井の耐震化工事を進めまして、この荻谷小学校の部分についてのみ、照明のLED化が進められているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。まだまだこれからだという実態ではありますが、では、先ほど述べました役場庁舎、消防署、町民会館、学校、屋内外運動施設の年間の電気使用量と電気料金はそれぞれ幾らなのか概算で結構ですのでお答え願います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） それでは、各施設の平成27年度の電気使用量と電気料金のほうを説明させていただきます。

まず、役場庁舎など3施設の合計では67万3,000キロワットアワー、1,311万円。消防署は14万8,000キロワットアワー、296万円。ハピネス・ヒル3館は195万キロワットアワー、4,381万円。9つの小中学校は95万2,000キロワットアワー、1,895万円。7つの運動施設の合計は11万3,000キロワットアワー、491万円でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。年間で大変な電気使用量並びに金額の概算が出てまいりました。

蛍光灯と同程度の照明を保ちながらLED化すると、電気料金はどのぐらい低減可能

と推定をされるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） これも試算となりますが、その電気料金の低減ということでございます。40ワットの蛍光灯を1日10時間点灯して、年間、例えば役場等で250日間開庁すると。それと、電気料金1キロワット20円ということで試算いたしますと、1年間にかかる電気料金のほうは蛍光灯ですと2,200円。これ、同程度のLEDに変えますと1年間で900円ということで、1本当たり年間1,300円の電気料金が削減できるということとなります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 全体の料金低減についてはどのように、また、試算はされてないのかどうかお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 全体の金額については計算をしていません。といいますのは、その施設につくごとに使用時間も違いますし形態も違うということもございますので、一概に幾らになるというような試算のほうはできないと。それぞれのその電球ごと、施設ごとで違ってくるということで試算のほうはまだできていません。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 確かに照明器具、灯具につきましては多種多様ありますので、一律に、あるいは全体どれだけかというのを算定するのは難しいかと思えます。しかしながら、LED化によって電気料金が灯具にもよりますけれども半減、前後になるということとは間違いありません。

また、小中学校での体育館の天井とか屋外の運動施設とかで使用されております照明器具というのはランプ切れを起こすと、そのときの交換も大変であります。体育館の天井の耐震化も進めておりますが、照明器具についてはLED化を先ほど荻谷小学校の体育館はLED化をしましたというふうなことであります。今後、体育館の天井にあります照明器具については耐震化工事をする場合、全てLED化するというふうに考えてよろしいかどうかお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 御質問いただきました小中学校の体育館のLED化につきましては、今、天井の耐震化工事を進めているところであります。一緒に工事を終えるのにあわせまして、照明器具につきましてもLEDに変えていくという段取りで進めているところであります。ちなみに今年度、28年度には豊坂小学校の体育館を。それから今後、坂崎小、幸田小、北部中でつり天井の耐震化工事については取り組んでまいりたいというふうに計画をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。体育館については、それぞれLED化の計画が折り込まれておりますということでありました。

ことしの5月の総務教育委員協議会でハッピネスヒル・幸田、中長期整備計画の説明がなされました。このときの資料によりますと、町民会館は平成8年5月に竣工し20

年が経過しております。照明設備及び非常灯を更新する必要があるというふうに書かれておりました。確認の意味で更新の計画内容について説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 町民会館につきましては、照明設備4,099台、これを毎年度直接工事費といたしまして、4,250万円の費用をかけて5年間で。そして、最終の6年目には485万円としておりまして、6年間の総額が2億1,700万円の経費をかけて更新をしていこうという計画となっております。さらに、非常灯358台につきましては単年度で1,790万円の費用で更新をする計画となっております。また、図書館につきましては、照明設備が1億430万円をかけて5年間、非常灯も210台ありますが単年度で実施をし、総額1億1,480万円かけての更新計画となっております。最後に町民プールにつきましても照明設備930台を5,850万円かけて5年間で更新をし、非常灯も単年度で860万円、総額6,710万円をかけて更新をしたいという計画を持っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ハッピーネスヒル・幸田の3施設の照明設備と非常灯の更新費用、今、説明をいただいた内容の総額は4億2,000万円弱になります。大変な金額であります。この設備更新計画につきまして、中長期整備計画につきまして、その更新費用の見積もりの中にはLED化する計画が織り込まれているのかどうかについてをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まだ具体的にLEDに更新をするということにつきましては、この計画につきまして、初期投資にどのぐらいかかるかということのこともありますけれども、今後、LEDについては町のほかの施設のバランスとも考慮をいたしまして、全庁的な取り組みの一つとして考えてまいりたいというふうには思っています。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁を聞きますと、まだ具体的にLED化する金額が織り込まれているのかどうかにつきましては、これからというふうには考えてよろしいでしょうかお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 中長期計画につきましては、舞台照明を除きます一般的な照明のみの計画ということで、試算といたしましての内容はLEDを対象にしているところではありますが、いざ実施というときの部分につきましては、初期投資の費用がどのぐらいかかるかということもまだ精査をする部分があるということではありますが、案としてはLED化へ進めていこうという思いで進んでいるところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。これからの中では考えていくが決定ではないというふうに取り扱いました。

LED化を進めていくには電気料金の削減割合とLED化の補助金の有無というものが大事な決定要素になってくるかと思えます。基本的な進め方として、どのような方策

があるか考えをお聞きします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） LED化の基本的な進め方、その方策の一つ目といたしましては、一括購入というものを行いましてやっていくということでございますが、こちらのほうは初期費用が高額になるというところがデメリットになってくるということで考えております。

また、2つ目としましてはリース、またはレンタル方式、こういった方式も考えられます。幸田町におきましては昨年度、防犯灯をリース方式にて3,100基程度LED化を行いました。これは、その補助事業を活用し、プロポーザル方式で業者選定を行い実施したと、そういった実績がございます。

しかし、リース、またはレンタル方式では初期費用は抑えられますが、リース料だとかレンタル料、こういったものの、そういった余計な費用も発生するということでもありまして、補助金なしでは大きなメリットが出しづらいということで、それぞれメリット、デメリットがあり、施設により一概にどれがすぐれているのかというのは判断が難しいというところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） リース・レンタル方式も補助金があると成り立つがというような感触の答弁をいただきましたが、政府の2020年に公共設備、施設のLED化などの導入率100%の閣議決定を受けて、他の自治体の公共施設で照明をリース、またはレンタル方式でLED化した事例について、あればお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 地球温暖化対策計画におきまして、2020年までに出荷ベースのフローを100%。また、2030年までに設置台数であるストック、こちらで100%普及を目指すとして閣議決定のほうは現在されておるということでございます。

ほかの自治体におきまして、例えば茨城県の庁舎では3年間で5億8,000万円をかけて2万6,000カ所LED化して、コスト削減を図っているというような事例もありますが、これもペエできるまで18年ぐらいかかるというようなことは聞いております。

また、長野県庁の西庁舎のほうではリース方式、こちらのほうは5年間のリース、その後は無償譲渡する方式でございますが、こちらの方式によりましてLED化を行い、電気料金の削減と初期投資の平準化を図る事業を実施されている事例というものがあるということは承知しております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 他の自治体でも取り組んでおるところはありますということですが、私、やっぱり、LED化を推進していく方向性、流れは変わらないというふうに思います。政府も2020年には導入率で100%、それからストックで既に既存の照明設備で100%を2030年までにLED化するということでありますが、実施していくに当たっては費用対効果の大きい公共施設の順に優先順位をつけてLED化を進めていくべきだというふうに思います。といいますのも、直管型のLED蛍光灯も年を

追うごとに値段が下がってきておりますので、どのタイミングでLED化するかというのは状況をよく判断をして行う必要があるかなというふうにも思います。

一方、地元の電気工事店に作業委託をすれば、直管型のLED蛍光灯も町が買い入れをして、地元の電気工事店に作業委託をすればトータルコストが一番安くなるという方法もあるかと思えます。また、金額が億という単位になってきますと初期費用をほとんどゼロにすることのできるレンタル、またはリース方式もありかなというふうには思います。いずれにしても、町の財政が苦しい苦しいと言われている中で、LED化は避けて通れないことでもあります。一度、トータルに検討されて、照明設備及び非常灯のLED化整備計画を私は作成するべきであるというふうに考えますが、考えをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員おっしゃられるとおり、以前と比較しますと、LEDの蛍光灯の値段も手ごろになってきたということもありまして、また品質のほうも安定してきたということでございます。

使用目的、それから使用時間など、さまざまな照明器具がありまして、一概に全てにおいてメリットが出るものではないということで、今回、試算しましたような、毎日のように長時間使用する照明、こちらにつきましては費用対効果が大きく、こちらの試算では7年程度でメリットが出る可能性が高いと思われ、耐用年数がLEDは15年と言われておりますので、残りの8年分の電気料で大きなメリットを出すことができるというふうに思います。

そういったことで明らかにメリットを出すことができる、例えば、この役場の庁舎、または消防署、こういったところの事務室などからLED化のほうをまずは図ってまいりたいと思っております。こういったところにつきましては、灯具はそのまま蛍光管のみLED管につけかえるというようなことで費用対効果も大きくとれるという施設でございますので、まずこういったところ、メリットのとれるところから始めていきたいというふうに考えております。

議員の御提案にありました、その整備計画でございますが、現在のところ、LED化の整備計画までの作成は考えてはおりませんが、この役場や消防署以外のその他の施設につきましても、この費用対効果、こちらをよく検討しまして、メリットの出る施設、一部でもメリットの出る部分、そういったものもあるかとも思いますので、そういったことについて順次対応を考え進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、鈴木雅史君の質問を許します。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問を
してまいります。

空き家対策につきましては、過去にも一般質問をいたしました。その関連につ
いて質問をしていきます。空き家については、総務省が5年に1度の割合で全国を対象
に住宅・土地統計調査を行っています。平成20年度調査結果によれば、国内の住宅総
数は5,759万戸、空き家戸数は757万戸、13.1%もの空き家があるとの結果が
出ています。

この空き家率も平成5年の9.8%、平成10年は11.5%、平成15年は12.
2%と増加をし続けております。11月1日の福祉産業建設委員協議会資料によると、
住宅・土地統計調査、総務省において、幸田町でも空き家が増加していると。平成20
年度190戸、平成25年度、500戸と、この5年間で2.6倍の数字が出ておりま
す。

一方、消防署や各行政区からの報告では、140戸の空き家情報が既に報告をされて
おります。私が思っております空き家の概念は、数年間空き家になっている家が空き家
と認識しておりましたけども、総務省の調査結果とはかなりの相違があります。この空
き家の定義は総務省と国土交通省は初めて明らかにされたこととございますけれども、
その内容は居住、その他の使用がなされていないことが常態であり、その常態の期間と
しては1年間で認められると定義されております。言いかえれば、1年間住んでいなけ
れば、あの空き家の定義にはまると思います。

ここで伺います。幸田町では、平成28年予算に空き家実態調査業務委託料500万
円が計上されていますが、この調査業務委託内容及び現在の進捗状況について、どのよ
うになっているのかお伺いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今年度取り組んでおります空き家等実態調査委託業務につ
きましては、国の社会資本整備総合交付金を2分の1補助でございますけども、受けなが
ら行っておりまして、この業務期間としましては7月6日から2月28日までの工期で株
式会社オオバ、名古屋支店が270万円で受託している状況でございます。

業務の内容につきましては、調査対象を選定するための、まず基準づくりから初めま
して、調査対象を整理、設定し、現地調査における空き家判定を統一的行うための調
査票と調査委員用のマニュアルも作成しながら、現地調査空き家判定を行っている状況
でございます。その結果、今の進捗状況でございますけれども、260軒ほどの空き家
があるというふうな報告は受けております。ただし、現在、この260軒の空き家に対
しまして、所有者への意向調査を行い、空き家カルテを作成しながらデータベース化を
行いながら、地図情報と関連づけながら空き家情報システムを構築するという業務で
ございます。

さらに今年度業務としましては、空き家情報を整理・分析しまして、基本構想案を作
成するというふうな業務の予定となっております。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 今、報告いただきまして、やっぱりいろいろな分の中で見てみます

と、前からの行政区からの報告では140戸、今現在でも260戸の把握ができておると、そういうことでございますけども。その中でチェックポイント、どないなことをチェックしながら調査をされるのか、重点事項の関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、もう少し説明させていただきますと、今度調査基準がございまして、先ほど言われたように調査基準の中では水道の閉栓情報などもいただきながら、水道閉栓が6カ月以上経過しているもの、こういったものが現在幸田町で958件ほどございました。なおかつ使用水量が3回連続ゼロのものというようなものも、387件ございました。この合計をしますと1,345件ございますけども、水道情報からすると1,345件。また、先ほど議員が言われたように、消防署など行政区からの情報をいただいたのが140件、全てを合わせますと1,485件ほど情報は集まってまいりましたけれども、その中から重複するものとか、集合住宅であったり、また更地であったり、非建蔽地ということで、更地を除きますと572件、1,485件を中止した中で572件が、現地調査の対象となったのが572件というふうな状況となっているということでございます。そういった中で現地調査した結果、空き家等があるのが260件というような状況が今現在あるような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） わかりました。思ったより、行ったところの中で水道の閉栓状況とか、そういう分やりますと結構出てくるなど、そういう面もございます。

それでは、次は空き家等対策の推進に関する特別措置法と、これは平成26年の法律の第127号は成立しています。この空き家対策法の中、内容は空き家の定義として先ほどから言っておるんですけれども、建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地。竹木、その他の土地に定借するものを含むとされています。また、特定空き家等の定義につきましては、著しく保安上危険となるおそれのある状態と。次に、衛生上有害となるおそれのある状態と。3番目に著しく景観を損なっている状態と。

その次に、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態であると認められる空き家等とされております。私の住む地域にも屋根瓦が破損して落ちかかっているもの。庭の竹木が敷地内よりはみ出しているもの等があります。このため近隣の住民が迷惑をしている事例もあります。現段階では問題が発生していない空き家も時間が経過すればいずれかは倒壊等の状態になると思われれます。本によれば1年間、住宅の空気の入替え、換気などが行われていない場合、その住宅の劣化が急激に進むとも言われております。

そこで伺います。空き家実態調査項目の中に、特定空き家に関する調査項目がどのようになっているかお伺いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員いわれるように空き家の状態で長い間、手が入っていないと劣化が早いというようなことを言われております。

空き家等の現地調査票においては、建物の用途の基本情報をまず把握します。基本情

報としますと、例えば、居宅なのか、住んでいるのか住んでないの。もともと居宅か非居宅か。また、用途とか構造、利用回数、敷地、接道の敷地状態、駐車場の有無というのは、そういった建物用途等の基本情報を把握するという、この辺が調査票。

また、それ以外に生活実態などの空き家判定情報というのがございます。例えば、表札があるかないかとか。施錠とか郵便受け、電気のガスメーター、植栽等の除去というものを、いわゆる生活実態等の空き家判定情報というようなことが2つ目にあるんです。これ以外に現地の写真を撮りながら、またあわせまして、建物の老朽度、危険度などの判定を外観が中心となりますけども把握して現地調査を実施しているというようなこととございます。この現地調査により空き家判定された所有者への意向調査を行いまして、これから先ほど申し上げたような空き家カルテというようなものを作成、整理していくというようなこととございます。

いわゆる劣化の激しい、また特定空き家というふうな部分になりますと、これについてはガイドラインで示されている、いろんな事例がございまして。そういったガイドラインの指針に基づいて、この調査項目を設定しながら、特定空き家の判定を行っていくということとあります。

なお、敷地の基本情報としても先ほど草木の繁茂とかいうようなこと、また、建物の基本状況においては、課税の情報とか管理状況、また、老朽度、危険度では建物の傾斜度とか基礎の状況、外壁の状況、屋根の状況、こういったものを調査しながら行っております。また、意向調査などでは今後の建物の今後の予定、例えば管理形態をどうするのか、利用実態どうなのか。また活用の意向などを伺いながら意向調査を行ってくるというようなさまざまな調査項目を設定しながら行っているということとございます。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） ありがとうございます。いろいろな分の中で、外観的にも見える分と地下だとか外観ではちょっと難しい部分もあるかと思っておりますけども、一番肝心なのは所有者の意向調査の関係が一番大きいかと思っておりますので、今後、意向調査の関係につきまして、しっかりとまたやっていただきたいと思っております。

そこで、地方における空き家が急増している原因について考えてみますと、高度成長期に就職や進学で都市部へ流出した若者がそのまま世帯を構えて定住し、親の生家へは戻らないと。これが一つの大きな原因だと思っておりますけれども。また、核家族世帯の増加により、親の住む家とは別に家を構え、親が死亡しても生家には戻らないと。その次が、親族の死亡により相続等で家を相続したが、既に自宅があるため居住しないなどのさまざまな理由があると思っております。

そこで伺います。幸田町において今後は空き家対策条例の制定の考え方があるかどうか伺います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員の言われるように、いろんな背景でその空き家の状態になっているということとございます。そういったものを意向調査も把握しながら行っていくということとございますけれども、幸田町では今後、来年度になりますけれども、この空き家対策の特別措置法でいうと第6条になりますけれども、空き家等対策計画と

いう対策計画を来年度策定する予定をしております。この策定に当たりましては、6条の次の7条には協議会の設置、いわゆる策定の協議会を設置をしていくということではございますが、そういった協議会も設置を検討していきたいと考えております。この協議会設置に基づき、必要に応じて先ほど申し上げた特定空き家の認定とか、また特定空き家への法的措置を行うかどうかの検討をこの協議会で行っていくということになるかと思っております。今回の空き家特措法でさらなる上乘せとして市町村独自の空き家条例と言う形を制定することによって、この特措法で定められた権限では対応できない、例えば即時執行の必要な、いわゆる緊急安全措置というようなことを言われていますけれども、そういったものをとか、防犯上の措置、こういったものを条例で制定しているという自治体もございます。現在、愛知県下では、例えば名古屋市とか半田市とか蒲郡市、南知多町、こういったところが特措法の制定前に空き家条例を制定しておりました。この後、特措法が制定されておりますので、この条例と法律との関係、こういったものを今、見直しながら上乘せの条例とかそういったものを再検討されているというふうに聞いております。

幸田町としましては、こういった緊急性を有するような法的措置を行うものとして、そういったおそれのある空き家が今の調査の時点では特に承知しておりませんが、来年度、この7条に基づく協議会で検討しながら実態把握をする中で必要な場合が生じた場合には速やかにこういった条例の制定ということも検討していきたいということで、今現在のところではちょっと状況を見てるといようなことでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 条例の関係は、来年度検討していくと、そういった答弁でございました。

私、調べましたというのは、平成26年4月1日現在なんですけれども、これで全国で条例をつくったところが、ちょっと古いなんですけれども328自治体と。その中には愛知県では3自治体となっておりますけれども、それ以後経過しておりますので、それ以上あるかと思っております。

それから、最近、週刊誌だとかテレビ等の関係で空き家問題等の関連が大きく取り上げられております。週刊ダイヤモンド、プレジデントでも実家の大問題の特集を掲載しています。その内容は、空き家、建築後相当の年月が経過し、家を壊し更地にしなければ売却もできない、家を壊すには多額の工事費がかかると。それから、片づけの関係なんですけれども、親と別に暮らしていたら親が亡くなったとき片づけが大変であると。片づけや遺品の整理、そして一軒家の場合、少なくとも20万円以上の処理費用がかかると。それから、相続の関係につきましても、同居していても相続の関係は大変な手間と労力がかかるんですけれども、特に親と別に暮らしていて相続する場合は財産がどのようなになっているか全然わからないと。その相続も大変でありますので、親の生前からどのような財産があるのか、負債があるのか、いろいろな関係で調べておかないと大変なことになると。

それから、お墓の問題なんですけれども、生活場所が遠方にあり、お墓の管理ができ

ないため、墓じまいということで、お墓をやめまして、お骨を自分の住んでいる近くへ改葬するとなると、通称墓地法による手続が必要になるなどの多くの問題が提起されております。お骨でも無駄に自分でぱつとよそまで持っていくわけにはいかないものですから、墓地法の中で通常町でも手続がありますよね。ちょっとそこら辺についてお伺いしたいと思いますけど、手続はどのような手続がいるか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） お墓のことをございますけれども、手続的に幸田の管轄は西尾保健所になりますので、西尾保健所のほうでそういう手続をすることになると思います。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） そこで、今、突然、ちょっとお墓のことを思い出しまして、単なる実態をお骨を移動するだけじゃないよと、移動の手続がかかると。その分だけ確認しておきたいと思います。

次に、空き家関連についての質問をいたします。私の住んでおります市街化調整区域の集落内にも空き家が見られます。この空き家が実際問題。宅地なのか耕作していない農地なのか全然わかりません。外観では。中には町内で車で走っておりますと、空き地に売地の看板などがあれば宅地なのかなということもわかりますけども、町内でも数多く看板が多く見受けられます。

住家に住民が暮らしているかどうかは家の状況を見ればある程度判断ができますけども、そういうような空き地については、宅地なのか農地なのか、はっきりわからないと、そういう部分がございます。

農村地帯において、古くから農業をしていた家には、家だけでなく農地・山林を所有者がいるケースが多くあります。昔は山林から燃料となる薪を山から取り、炊事、風呂、暖房のために使ってきました。そのため、住民は作業林道を通り、里山に入り、山の恵みを受け取っていました。当時の子どもは外に娯楽が少なかったため、山を遊び場として育ちました。戦後の燃料革命により地元に住む若者層でも自分の家が所有する山林の所在がわからないケースが多くなってきます。特に実家とは別に暮らしていて、親が死亡した場合に空き家となります。空き家ができれば、その空き家の所有者にかかわる農地・森林が不在村所有者となります。親が死亡し遠方に暮らす相続者においては、相続時に山林・農地を所有していることを知る機会が多いと思います。そこで、国土交通省の推計による不在村所有者の農地・森林の状況の報告書を見つけました。この不在村所有者という名称なんですけども、私も初めて知ったんですけども、この定義は居住する市町村以外に居住する所有者とされています。言い換えれば、幸田町以外に住む農地・森林の所有者のことです。

そこで、現在、近隣の空き家となっている所有者の農地・森林はどのようにになっているかについて調べてみますと、多くが農地、森林が不在村所有者の名義となっております。

そこで、国土交通省資料によると、不在村所有者の農地・森林の状況、これはインターネットアンケート調査の結果となっておりますけれども、これが農用地で申し上げます

すと、在村、町内に住んでおる人の所有者ですね。これが344万人。町外に住んでおる所有者の問題が61万人。合計405万人となっております。これは、7人に1人が町外の所有者の名義と、そういうふうになっております。

森林におきましては、全国で申し上げますと245万人。不在村のところというと町外に住んでいるところが78万人。合計324万人。この数字が森林所有者のうち4人に1人は今、在村というのですか、町外に住んでいる人のものだという推計がございます。全国に多くの不在村農地・森林の所有者がいることに驚きました。

農用地においては不適切な管理をしている耕作放棄地、農業センサスの定義でございますが、適正管理の指導、農業委員会によって適正管理の指導がされています。森林の場合には、森林の所有者となった旨の届け出の義務があるだけと思われま

す。そこで伺います。森林の所有者となった旨の届け出状況はどのようになっているかお伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成24年の4月より、森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届け出制度が創設されました。これ以降の届け出状態をちょっと調べました。24年は3件で、町内1件、町外2件。25年は21件、町内14件、町外7件。26年度は19件で、町内13件、町外6件。27年度は39件で、町内34件、町外5件。28年度現在は22件で、町内15件、町外7件。合計、今104件で、町内が77件、町外が27件。町外所有者は、この届け出でいくと26%あったということです。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） やっぱり、そうして見ますと町外のその所有者がやっぱり多いと。そういう部分でございます。今の届け出状況を見ると、そのとおり、町外のほうも結構農地・山林を所有している所有者があるかと思えます。

幸田町の森林は、ほぼ100%が里山に分類されるとされています。里山の定義としましては、標高300メートル以下で100ヘクタールの連坦した面積を持つものとされております。私たちが日ごろ何げなく見ている里山の所有者数がですが、全国的に見れば森林所有者の4分の1が不在村所有者という推計、農地の7分の1が不在村所有者という現実には驚かされます。

そこで伺います。幸田町における不在村所有者の農用地・森林の状況を把握していれば伺います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 農地につきましては、農家基本台帳というのがありまして、それから調べますと、全所有者3,793名のうちの町内が2,917名、町外が876名。町外所有者の割合は23%でした。

森林の状況でございますけれども、森林の状況につきましては、ちょっと税務課のほうにちょっと行って、聞いてきて調べたところでございますが、全所有者が3,582名。そのうち町内が1,977名、町外が1,605名ということでした。ちょっと町外の所有者が高く、割合としては45%でした。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） 全国の推移から見ましても、町外のほうが率が本当は高いのにはびっくりしました。特に森林なんですけれども44.8%と、そうなりますと2人に1人は山の所有者が町外の人と、そういうふうになりますし、それから農用地につきましても全国が7人に1人なんですけれども、町内のほうは4人に1人が町外の所有者と、そういうふうになっております。そうなりますと、今後、今まで何となく見ておった土地が、これ人数ですので、面積ではございませんのでちょっとそこら辺の部分を面積ではわかりませんが、町外の所有者の多いのにはびっくりいたしました。

それで、多くの農用地だとか森林の関係なんですけれども、やっぱり町内におる者という前提が強く出てると思いますけれども、農用地、山林につきましても、その実態も踏まえながら、今後の行政のほうに配慮しながらやっていきたいと思っております。

私どもの部落の中では、多面的の支払交付金の交付との関係ですけれども、農地、水環境の関係ですけれども、農地、農業用水路等の資源の保全管理や農村環境の保全を図ることを目的として活動しておりますけれども、余りにも多い不在村所有者の数にびっくりしております。今後、そこら辺も踏まえてどうやったらいいのかということもちょっと再検討しないとならんのかなと、そういう部分も考えられると思います。

それから次に、JR幸田駅周辺の環境整備の関係についてお伺いいたします。

現在、幸田町には3つの駅があり、幸田駅は明治47年に開業、100年以上経過と。三ヶ根駅は昭和42年に開業、49年、約50年経過。相見駅は平成24年に開業と。幸田駅は100年以上経過し、その間、改修も行われてはいますが駅舎も古うございます。参考に3駅の平均乗車人数を調べますと、幸田駅が3,843人、三ヶ根駅が1,034人、相見駅が1,088人と。幸田駅が両駅、三ヶ根と相見駅を足したより倍以上、それより多いと、そういう部分で申し上げますと、幸田駅は幸田町の玄関口でもあります。よく人に言われるんですけれども、幸田駅のホームに立って、駅舎の周辺を見ますと、夏には雑草の繁茂が見られ、秋口には枯れて、それがみすぼらしい状況になっておると。また、駅西の駐輪場を見ると、茶色さびた駐輪場が見られます。

そこで伺います。駅構内の鉄道敷地内の雑草の管理はどこが行うのか。また、駅周辺の環境整備体制はどこが行うのかについてお伺いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 幸田駅構内ということでございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

駅については幸田町の玄関口ということで常々きれいにしておいていただくとありがたいということであります。駅の構内ということでございます。敷地はJRの所有ということでありますので、管理・整備についてはJRが行うということになっております。それから、沿線の雑草等につきましては、各区の区長さんからJRのほうに草刈り等御依頼をしていただいているという状況であります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ただいま茶色のさびた屋根ということで、駅周辺の環境整

備の時点の、駅西駐車場の管理は産業振興課で行っております。確かに議員のおっしゃるとおり、駐輪場の屋根につきましては、私もたまに名古屋方面によく、名古屋方面に出張行くことが多いのですが、あそこからぱっと目を見ると茶色いなど、ちょっと確かに私も感じております。そこで、この駐輪場でございます。昭和53年、56年に建設されたもので、大分、屋根がさびいていますので、来年度、屋根を張りかえるということで今、予算要求をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木雅史君） よく人が言われるのが、幸田駅をおりたときに、やっぱりその第一印象が悪いと。その部分をやっぱり駅舎が古いのはしょうがないんですけども、その分の環境だけでも何とかよくなってくるように配慮しながら、第一歩おりたところがそういう状況だといろいろ考えられますし、4万人を達成して、今後また事務もふえていくと、そういう状況であれば、何とかそこら辺の部分を第一印象がよくなるようにと。その部分だけ何とかお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、これで質問を終わりますので。

○議長（浅井武光君） わかりました。

7番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、介護保険の充実を目指してであります。介護予防・日常生活支援総合事業の概要で、総合事業の体系図が示されました。この体系図は厚労省のガイドライン案と全く同じであります。総合事業では、市町村が地域の実情に応じてサービスを類型化して、基準等や単価等を定めるとし、いわば、市町村任せの制度であります。ガイドライン案と全く同じでは、どこに地域の実情が盛り込まれているのでしょうか。2017年4月には全ての市町村が要支援1、2の訪問介護・通所介護を総合事業に移行させなければなりません。多様なサービスの整備として受け皿づくりは欠かせないものであります。

そこで伺うわけではありますが、この具体的な受け皿づくりについて伺うものであります。住民の助け合い、住民主体による支援が挙げられているわけではありますが、支援するにも体制づくりが必要であり、代替サービスではなく、生活ニーズに応える事業にするために活動に必要な施設、設備、必要な経費などの補助について伺いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 総合事業の事業の内容、補助についてのお問い合わせかというふうに思いますが、総合事業の実施に向けましては多様なサービスの充実に

向けて、現在、組織の構築ですとか担い手づくりに全力を挙げているところがございます。特に現在、検討しておりますのは、訪問型サービスBなど、緩和した基準によるサービスの実施における担い手を確保するため、介護職員初任者研修、過去のヘルパー2級の研修でございますが、等の養成事業を町負担で実施する計画やその他事業の取り組みについて会場の提供や備品の貸し出し等を行うなど、事務的、人的な支援を計画しておるところでございます。

現在のところ、事業に対する補助金制度の導入は考えておらないところでありますけれども、今後、事業の進捗状況によりましては、補助金等の支援が有効と思われるような事業内容につきましては検討をいたしたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の体系図を見させていただきますと、多様なサービス、その中には2番から5番まで。それから、通所型サービスにつきましては、2番から4番まで。これを実施をするということで、今、現在準備を進められているところでありませう。しかしながら、今回の今、先ほど言われましたのは、訪問型サービスの中の緩和した基準によるサービス、これは既存の事業所をお願いをしながら進めていく事業でございますけれども、しかしながら、3番目のこの訪問型サービスB、これにつきましては、住民主体による支援であります。この住民主体による支援、これについて私は何うわけでありませうけれども、これはやはり受け皿づくりにほかならないわけでありまして、このボランティア等の支援によって実施をするわけでありませうけれども、何分、ボランティアで主体的に行う事業にいたしましても、設備や、あるいは施設、そしてまた運営費等など要るわけでございます。それを全く補助制度もなしにやれというんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいまの御質問のありました訪問型サービスの3番目になりますけれども、訪問型サービスB、住民主体による支援ということで、一定の条件を満たしました団体、それから団体等がヘルパー2級以上の資格を持った地域住民等による団体等を想定しながら事業を運営していただくというのがこの内容でございます。現在のところ、この事業所については未定ということでございませうので、特に補助制度についての構築というのは、創設というのは考えてないということでございませう。ただ、これにつきましては、あくまでもその住民主体ということでございませうので、このような団体のできやすいような条件づくりとしては町として関与していきたいと、このように思っておりますし、先ほど言いました研修会場の提供ですとか、そういうものについてはできる範囲で町としても支援をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、総合事業に移行されるのが要支援1、2の通所介護と訪問介護でございます。それにつきまして、今まで町としては現行どおりのサービスを行っていくよということを答弁をされてまいりましたけれども、しかしながら、厚労省のガイドラインに示された案として出てきたわけでございます。そういう中で、この訪問型サービス、いわゆる緩和した基準によるサービス、これが両方ともにかかってきて、こ

れがいわゆる現行相当のサービスを続けていくよという内容になるわけではありますが、しかしながら、それ以外にもこの多様なサービスの中で住民主体によるサービスの提供、これがボランティアやNPO、これによりかかって行うサービスでございます。そうした点で、今回、2017年の4月からは要支援1、2でございますけれども、今、国は介護保険法の改悪を進めながら、今度は要介護1、2の訪問介護、通所介護、これを多様なサービスにしていく介護保険のサービスから外して、総合事業に移行をする。このようなことも着々と進めているわけでありまして、今回こうした要支援1、2の中の多様なサービスを充実をさせていかなければ、とても介護保険を使われる方が、介護が受けられないという実態になっていくわけでありまして。そうした点でどのような体制づくりをしていくか。そのためには町として責任を持って事業をやっていかなければならないわけでありまして、その点において、どのように受け皿づくりとして町が責任を持つかということをお聞きをしているわけでありまして、その点について、まだまだ準備を進めているようでは、これは済まない問題であります。ですから、その点について答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町といたしましても、来年の29年の4月から総合事業を取り組むということで方針を決定させていただきました。現在、冒頭にもお伝えしたように、サービスの組織の構築、担い手づくり、ここに全力を掲げておるといところでございまして、さらに要介護1、2をどう受け皿をつくるかという点については、まだまだそういう方向が国のほうで議論されておるとい情報はございますけれども、現在、それについての対応というのはまだ検討に入っていないということでございます。当面、29年の4月からの総合事業、要支援1、2の方たちの新しい事業への対応についてどのようにしていくかというところで、事業については進めさせていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ガイドラインでは、自立支援につきまして一面的に協調したケアマネジメントで短期間で総合事業サービスから卒業させて、セルフケアへの移行をするわけでありまして。これもこの体系図に載っております。その中では現行の二次予防事業と同等。3から6カ月をめどに卒業をし、それ以降は通所Bや地域での活動へ移行ということを定義づけているわけでありまして、これは卒業をさせていく、こういうものがあります。やはり、介護を受ける側にとって言えば、よりよくなるわけではないわけです。その現状を維持しながら、自立をしていく。そのためにはやはりリハビリ等とか必要な介護、必要なサービスをしていかなければならないわけでありまして、そうした自立を助けるためのケアではなくて、みずからが頑張りなさいよを卒業しなさいよということでやっていく。これを強要しないということでもありますけれども、自己努力でもどうにもならない場合でもこれは卒業させるんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 自己努力の押しつけということの御質問の主体になっているかと思っておりますけれども、介護保険法第4条では国民の努力義務といたしまして、みず

から要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持・増進のため、要介護状態になった場合においても進んでリハビリテーション、その他サービスを利用することにより、その有する能力の維持に、向上に努めると規定をされております。その点で、もちろん行政としてサービスの提供という確保をするのが義務でございます。また、住民の方についても健康保持という点では努力をしていただくというのが法の精神でございますので、この点で今回の総合事業の問題については卒業ということではなくて、新しい事業の中での参加する中で、具体的に言えば、通所介護サービスのCなどに参加をしていただければ専門的な知識で、短期集中で利用者に関与しながら状態の改善を図っていくためのサービスということでもありますので、その成果として自立した生活に戻る、言いかえれば卒業スキル、迎えていただくためのサービスというふうに考えておるわけでございます。もちろんその後は身近な地域で行われる幸田町で行けばお達者体操ですとか元気会ですとか、いきいきサロンなどの参加をしていただいて、サービスを通じて習ったことを、ひきこもりの防止等のためにも地域への活動につなげていただく。そういうルーチンができればというのが今回の制度の中身かと思えます。もちろん御自分の努力によっても成果が得られない、全然されない場合については支援の新しいサービスを利用していただくという方法もございますし、身体の状態によってはそこから介護支援、要支援、要介護認定を受けながら、その介護サービスを使っていただくというような多様なサービスの利用が、選択肢があるというふうに私どもは理解しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで要支援1、2の人は訪問介護、いわゆる訪問ヘルプサービスが受けられる。これ、専門的な訪問ヘルプサービスが受けられる。それから、通所介護につきましてはデイサービス、いわゆる専門性を持った職員によるデイサービスが受けられる。それが多様なサービスということで、3カ月から6カ月の間に卒業させて、そしてそれをボランティアやNPO等の住民主体による支援サービスに移行させていくということですが、しかしながらそういう制度になっている以上は、そのようになるわけでございます。ですから、そのためにもこの多様なサービスのどう充実をさせていくかということが問題であります。そこで私がお聞きしたいのは、この多様なサービスの受け皿づくりに対しての、やっぱり補助制度がなければ、これはとても充実はできないというふうに思うわけであります。何分にも介護、あるいは支援をしていくためには場所がなければできない。それから、専門性、専門的な知識がなければできない。それからこの運営をしていくためのお金がなければできないわけであります。幾ら、そのボランティアといったって、これはやはりただではできないわけですから、そうした点での補助制度はどうしていくかということをお聞きしているわけであります。そうした点で補助制度の導入、これについてお聞きをしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） たびたびのお答えになるかもしれませんが、現在は既存の単体事業所を中心に事業の体系をつくっていくという段階で努力させていただいておるところでございます。それ以外に新たに参入する場合については先ほども言いま

したようにヘルパーというのですか、訪問介護員の研修等も町で行いながら、担い手をふやしていくと。その中で場所が必要であれば場所の提供も含めて、町としては支援をしていくという方向でございます。補助金につきましては、否定をしているわけではございませんけれども、当面、今の段階でどのような事業に、どういうふうに支援をしていくかという点で、まだ先が見えてないということでございますので、補助金という制度については、現段階での創設は考えてございませんけれども、先ほど申し上げましたように事業が進む中で、補助が有効、また必要ということがわかってくる段階で、これについては検討させていただきたいと、このように思っておるわけでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） なかなか町としても、どのような運営をしていけばいいのか。試行錯誤されているかというふうに思いますが、実際事業がスタートした時点でやはり必要とあるならば、これはやはりそうした手当てを必要とするところに予算づけをしていくべきだということを主張するものであります。

次に、基準緩和型Aでは、事業所に対して報酬切り下げ、これが行われるとの説明がありました。その今までの単価、10割に比較をいたしますと8割から9割になることが明らかにされておりまして、2社が応募をしているよということでありました。この中、今まで現行サービスと同等と言いながら、事業者には報酬を切り下げる。これでは運営が大変厳しくなるわけでありまして、事業所に対してアンケートなどによる実態調査などをしながら実施する考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 事業所の参入というんですか、それを促すための施策ということでございます。今、御指摘いただきましたように個別参入をしていただくという調整の中で2件ほどの事業所から既に参入の確認というところまではいきませんが意思が出ておるということでございます。今後、事業所をふやしていくということでございます。今、具体的な報酬の率だとかそういうことについては、まだお示しをしていないわけですが、最終的には今回、12月22日になりますけれども関係事業所を集めまして、報酬の関係、それから今後参入するかどうかも含めて、事業所の説明会を開く準備を今進めておるところでございます。22日の説明会で総合事業の開始時には緩和した基準サービスによって身体介護を伴わないサービスを想定しており、報酬については国で定められた現行の報酬を上限としながらも有識者でなくても問題ないサービスであることを考慮して町の単価を示していく予定でございます。議員おっしゃられたとおり全国的には7割から8割ということでありまして、そのサービスによってもそれぞれ違いますので、この辺、単価をお示ししながら意見を聞くといったことで進めていくということでございます。その後、実施可能な返事をもらった事業所については契約を結び4月の制度スタートにつなげると、こういう日程予定でございます。

実施に伴ってアンケート調査を実施してほしいという御要望でございます。調査につきましては、平成27年に事前調査を行っておりまして、今回、再度アンケートということについては考えてございません。特に22日の事業所説明会の中でいろいろな意見をお聞きして、29年4月のスタートに向けていきたいと、このように考えておるとこ

ろでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 事業所が2件しかなかった場合は、とても現行のサービス相当も実施できない事態に陥るわけでありまして、やはり、そうした点から言えば、先ほど説明していただきましたように専門的なサービスではなくて、それ相当の研修を受けた人たちのサービスによる実施ということになれば、これは全く現行のサービスとは違ってくるわけでありまして、ですから、そうした点で、また事業所におきましても、これは事業所として運営ができなくなる事態、あるいは介護される方たちの職員の方たちがワーキングプアと言われるように大変な職場になってきているわけでありまして、長続きしない、こういう中で今度は事業所事態も成り立たなくなってしまうということのないようにやっぱりしていくべきだというふうに思うわけでありまして、そうした点で、やはり、この事業所の本当の声、こうしたことを酌み取るべきだというふうにもうわけでありまして、そうした点で、説明会を開いた後で事業所に対してアンケートを調査して出させていただく、なかなか会合の場では本音が言えない。ですけれども、アンケートとなれば、そこにやはり書いて、やっぱり要求もできるというふうにもなりますので、そうした点で再度実施を求めるものであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 22日の説明会で、これはここで確定をするということではなくて、事業の内容について説明をし事業所に持ち帰っていただいて、参加についてを後日確認をするという段取りでございます。その説明会の中でいろいろな諸問題を直接、私どもとしてはお聞きをし次につなげていきたいと、このように考えております。

前回の調査につきましては、訪問系が4件、通所系が14件の事業所に対し調査を行っておるわけでございます。その当時、町内で考えられる事業所について、ほとんどアンケートをとったわけでございます。そういうアンケート結果も参考にしながら今後の事業に進めていく。現在はそのように考えておるところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても介護事業所の報酬切り下げ、これは予定をされているわけでありまして、ガイドライン等でも示されているわけでありまして、そうした点で、やはり幸田町の事業所が立ち行かなくなってしまう、このことがないように、やはりしっかりと聞くべきだというふうに思います。

次に、総合事業には地域支援事業の一部分ということで、これは上限額が設定をされているわけでありまして、幸田町ではどのようになっているのか。このサービスの提供に必要な総合事業費の確保についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 事業所の声につきましては、説明会ももちろんでございますけれども、いろんな場で声も聞いていくという姿勢については変わりないところでございます。

あと、総合事業がスタートした以降の事業費の確保という点でございます。新しい総合事業につきましては全国統一の基準ではなくて地域の特性に合わせて、地域の取り組

み方法によって異なってくるということでございますけれども、サービスによっては国・県等の公的資金と介護保険料が充当できるものもございます。それに費用の法定負担分として町の負担を確保しなければいけないというものもございます。そういう事業については当然ながら確保するのが行政の責務でございますので、予算措置については確実にしていきたいと、このように思っています。

また、町で要介護状態にならないよう、身近な地域生活の中で継続して参加することのできる、参加する場をつくり、予防していくというような事業も重要だと考えておりますが、この面については町単独事業となることとなります介護予防事業費ということになるわけでございますけれども、これにつきましては来年度当初予算におきましても今年度に比べ大幅にふやして予算要求をする、現在、予算要求をしているところでございます。

平成29年からは大半を町が実施するという予防事業についてでございますけれども行うことになるかと思えます。そういう面では町費執行ということになるわけでございますが、平成30年からは専門集団としての幸田町地域包括支援センターが主体となって、専門的な知識のもとでさまざまな予防事業を展開していくことを見込んでおりますので、総合事業も含めまして事業予算の編成も29年度と組みかえもあるという想定をされます。幸田町として健康寿命の高い幸田町をいかにしていくか。地域づくりを含めた事業展開をしていかなければならない考えでございますので、必要な予算については確保していくということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 来年度は大幅に予算をふやして事業を実施していくよということでありまして。この総合事業に関しましては、75歳以上の高齢者数の伸び以下の増加率しか認めないとしているわけでありましてけれども、来年度予算要求におきましては、幸田町ではどのような予算額に予算要求をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 具体的に、特にこの総合事業のところでは何パーセント引き上げというのは、ちょっと今、手元として数字を持っておりませんので申しわけございませんけれども、全体事業としては、たしか7%、8%ぐらいがプラスになってる。これは介護保険事業全体も含めてでございますので、この辺は、この総合事業についてはもう一度ちょっと数字については確認をして、後ほど、また御報告をしたいと思います、このように思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、来年度はまだまだ何とかなるというようなところ。全国的にそのような傾向でございます。しかしながら、平成30年度、いわゆる、その翌年度、第8期、6期かな。その開始のときには、この総合事業が相当厳しくなってくるであろうと言われていたところでございます。そうした点におきまして、やはり町独自の施策、これも必要になってくるかというふうに思いますので、来年度に向けての総合事業の実施が肝心であります。そうした点で介護外しにならないように手当を打っていただきたいと思えます。

次に、子どもの貧困対策と学習支援についてを伺います。

子どもの貧困が深刻さを増してきております。2014年の7月厚労省が発表した子どもの貧困率16.3%という値は、社会全体の貧困率16.1%を上回るもので、子どもの6人に1人が貧困という社会状況におかれております。2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、2014年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が制定されました。

子どもの貧困対策法が成立した背景には貧困と格差の広がりによって、親の失業や定収入、病気、あるいは離婚など、家庭の経済状況の悪化に伴って子どもの貧困が深刻になってきたことでもあります。子どもの6人に1人が貧困状態におかれ、ひとり親家庭では2人に1人が貧困状態にあるということは、重大な社会問題であります。子育て世帯の中には、貧困という認識に至らず、社会に対しての原因を見い出せず、自己責任論でほかに助けを求めることができないなど、水面下のことで見えにくく、貧困状態にある子育て家庭を把握しにくいことでもあります。こうした状況を把握するため、愛知県は今年度、県内全地域の小中学生、3万5,000人の家庭生活実態を把握するため、全体に占める生活困窮者の割合を示す、子どもの相対的貧困率を調べることを決めましたが、幸田町での調査についてはどのようになっているか伺うものであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護保険総合事業の件でございます。介護保険事業につきましては、平成30年から第7期という形で、29年度には計画の策定ということが入ってまいります。現在の6期の計画の中では総合事業について詳細は実は記載がございません。実施するという程度のものでございました。そういう面では第7期の計画についてはきちっとしたものを入れて、サービスを拡充していくということでございます。

その関係もございまして、今回補正もお願いしてあるわけでございますけれども、利用者のニーズ調査を今年度中に実施をし、29年度の計画に向けてより正確なデータで臨んでいきたいと、このように思っているところでございます。そのように御理解いただければと思います。

また、貧困の対策でございます。こちらのほうも厚生労働省から発し、県を通じて学校のほうへ調査が回るということございまして、学校調査でございますが、福祉課を通じて御依頼したという点で、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思っております。今回の貧困調査でございますけれども、県が無作為に抽出したもので、対象学年の各10%程度、愛知県下では7,000人が調査対象となっているというふうに聞いております。調査は愛知県福祉部から平成18年の11月18日付で、各市町村の教育長宛て調査依頼が出ております。いずれも市町村の県の担当が福祉部生活保護グループということありますので、町でいう福祉課からの依頼というような形になっているという形になっているということでございます。

幸田町での調査対象でございます。対象校は坂崎小学校、こちらのほうは1年生で1組、29名が対象になります。次に豊坂小学校では1年生、1組。1組って、一組ということですね。27名が対象になります。小学校、もう一つ、中央小学校が5年生、一組、37名でございます。中学校では幸田中学校2年の一組が39名ということで県の

ほうから、ある意味、割り振りがあったということでございます。

調査期間は、この12月7日から12月20日の間に調査をし、提出をしていただくということでございまして、学校への配付につきましては、12月1日から5日までの間に配付されるということを聞いております。生徒の配付は7日から9日の間に各学校でやっていただきまして、調査がまとめ次第、学校からの返送22日までに返送していただくというのが多く、スケジュールとして町のほうへ依頼が来ておるところでございます。

調査票につきましては、内容につきましては、実は県のほうが発表をするということでございますので、町村でちょっと内容については発表が今できないところがございます。小学校1年生につきましては保護者のみの調査で、調査票が16ページにわたり、56問が設定をされております。小学校5年生につきましては、子どもが8ページ、25問。保護者が16ページ、52問というようなアンケート、調査票になってございます。中学校2年につきましては、小学校5年度同じ子どもが8ページ、25問。保護者が16ページ、52問という調査票が各学校から対象者に対して、対象クラスに対して配布されると、このような調査になっております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これで、幸田町の実態がざっとはわかるかなというふうに思うわけですが、じゃあ幸田町独自に調査した経過があるかということでございます。私は昨年度も子どもの貧困対策につきまして、昨年9月議会でも質問を行ったところでありますけれども、その中では調査をした経過はなかったということでありますけれども、しかしながら、貧困の実態把握として、この就学援助受給者の件数などで子どもの貧困を捉えて、得られておられるわけでありまして、その後、私の質問以降、こうした実態、全国各地でこのような6人に1人が貧困という、こういうような実態の中で、幸田町ではどのようなふうだったのかと。独自に調査した経過、あるかどうか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今、御質問のありました幸田町独自の貧困調査ということでございますが、議員の質問以降におきましても町としては実施をしてないというところでございます。今回、県のほうが調査を行うという情報もそれなりにございましたので、そういう意味では県に調査を任せるという形で町としては直接実施をしておりません。

また、調査結果についての分のほうもおっしゃられましたけれども、どういう形で公表されるか、これについて、まだ町としては全く情報が入っておりませんので、結果が幸田町個別で出てくるのか、県全体で出てくるのか、この辺については、今後、県からの情報を待っているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 生活困窮者自立支援法が施行されました。この活動状況など、具体的な対策に向けて進められているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼しました。申しわけない。

生活支援自立支援法でございますけれども、これにつきまして、対策につきましては幸田町役場で受付をする場合と生活支援センターこうたにて自立支援相談事業という形で相談を受ける事業、それから、一時、生活支援事業等を行っております生活に関する困りごとや不安の相談を受け付け、フードバンクの利用、宿泊の場所の提供、貸し付け等あっせんを現在行っておるところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） その中で、子どもの関する貧困の問題というのはどのように把握をされておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この活動の中で、子どもの貧困というのは特別対象に、具体的にしているということではございません。現在、行われておるのは生活保護に近い方、そういう形の個別の相談という形で実施をさせていただいているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この生活困窮者自立支援法の中で、学習支援、これが活動の一端として挙げられているわけでありまして、そこでお聞きをしたわけでございます。

幸田町におきましては、生活保護にかかわる点におきましては、これは県のほうで管轄でありますので、具体的に実施の方向ではないわけでございますが、しかしながら、この幸田町における実態というのが、この中の相談事業等、あるいはフードバンク、こういう中でもわかるかというふうに思うわけであります。そうした点でお聞きをするわけですが、この生活困窮者自立支援法のもとで学習支援を進めているところが隣の岡崎市、これは実際何カ所かで実施をしているわけであります。しかしながら、私がお聞きをしたいのは、生活保護に限らず、やはり子どもが6人に1人と言われる中で、本当に生活保護ぎりぎりの中で、頑張って頑張って働いて子どもを育てている家庭、こういう家庭におきましては、やはり子どもがほったらかしになってしまう、あるいは塾にも行けないと、こういう中でやはり学習支援というのは貧困対策の最も重要な施策の一つであります。貧困の世代間連鎖にストップをかける、こうしたことでこの自立支援法の中でも学習支援が挙げられているところでもあります。しかしながら、こうした町として、幸田町の子どもたちがどの子にもわかる教育を進めていく、教育の保証、あるいは学習支援で進学を保証していく、これは重要な課題であります。これで、このことによって、子どもが進学の意欲、これによって、やはり自立をしていく。そういう手だてを進めていくことは大変重要であります。そうした点で、学習支援、あるいは無料塾の開催、こういうものを町の施策として取り組む、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 学習支援事業でございますけれども、これの事業の目的につきましては、小学校等から高校生まで切れ目のない学習等の支援実施をして貧困の連鎖の防止の強化を図るのが目的なことは御存じのことかと思えます。事業内容としては

小学生に向けては子どもの生活、学習の支援、それからホームフレンド派遣、学童保育終了後の居場所提供、調理実習や食事の提供というのが、一応項目としては挙げられているところでございます。

中学生については、子どもの学習支援として、家庭訪問等の強化を図るといったような形がこの支援事業の大きな柱になっているわけでございます。現在、生活困窮世帯等に対する学習支援事業といたしましては、先ほど議員も言われましたように、生活保護につきましては、県になりますので、愛知県において平成29年度にその学習支援事業を実施に向けて検討が現在されているところでございますので、当面、県事業の進捗状況を見て、今後、必要な事業について町の対応を検討していきたいということで、29年度の県事業を現在、注視しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県事業で実施をするということは、これは、世帯に限られるわけでございますか。例えば、私が今、質問をしたのは、生活保護世帯に限らず、そのすれすれのところで働いて頑張って子育てをしている、そうした家庭への学習支援も含めて、やっていくべきではないかというような質問でありますので、そうした点で抱き合わせでやっていく。あるいは学習塾の費用補助、援助など、こうした点で総合的に取り組む。こういうことについてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、この子どもの貧困対策として、国として挙げられているのが、盛り込まれたのがスクールソーシャルワーカーの設置であります。これは、福祉と教育を結ぶ制度でございますが、そうした点で幸田町に、やはりスクールソーシャルワーカーを配置をしながら、そして子どもの実態をつかみ、そして支援していく。こういう事業も必要ではないかというふうに思うわけであります。あと、後ほど質問するいじめ対策基本法についても同じことでもありますけれども、こうした専門的な職員を配置をしながら実態を捉え、そして支援を進めていく取り組み、これについてもお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 学習支援でございますけれども、この支援につきましては生活保護世帯ということに限定をしておるわけではございません。生活困窮からの脱却ということでございますので、対象につきましては、一定の制限を加えるかもしれませんが、生活保護に限られているということではございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

もう1件、スクールソーシャルワーカーの件でございます。これにつきましては、教育課、福祉課という点で、ちょっとやりとりもあると思いますけれども、いずれにしても現在のところ、福祉としてはこの件について具体的なところについては検討課題に入っていないところでございますけれども、先ほど言いました学習支援も含めまして、何らかの制度については検討が必要かなど、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今、スクールソーシャルワーカーにつきまして、分野が教育分野と、それから福祉分野において専門的な知識を有する方が、技術を有する方が不登校であるとか、児童虐待等の生徒指導等の課題に対応するというようなことで、学校や児

童相談所、福祉事務所だとかの連携、きずなにまたげた技術を持たれた方ということであるわけでありますが、文部科学省の補助制度の上でも、そうした新たなスクールソーシャルワーカー制度というのができております。

近隣の豊田市におきましても、青少年相談センターにおいて配置をしておるといようなこともあって、私どもの幸田町にこのワーカーをどんな配置にするかというのはまた決めかねておるところでありますし、今後の検討課題だというふうには考えておりません。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 貧困対策として一番身近にわかるのが子どもの学校における生活実態、これをつかんでいくのがスクールソーシャルワーカーであるかというふうに思うわけであります。子どもの貧困対策法に再度増員が盛り込まれ、そして、全国各地でも配置の広がりを見せているわけであります。なかなか町独自でそうした専門的な方を配置をするということは非常に難しいわけでございますけれども、しかしながら現在、子どもの貧困を断ち切るためにも学習支援、あるいはいろんな施策を進めていくためには、その実態をつかむ。そのためにも、その前段階であるスクールソーシャルワーカー、これについても考えていく必要があるかというふうに思います。

そうした点で、先ほど言われました生活保護に限られず、県の事業実施を見守って、幸田町でも取り組んでいくということの確認でもよろしいでしょうか。それと同時に、やはり貧困の連鎖を断ち切る。そのためにも学習支援、この点にシフトをしながら子どもたちがわかる教育を進めていく。この立場に立つかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 生活困窮者、特に子どもの学習支援という点につきましては、先ほど申し上げましたとおり県の事業について十分把握をしながら流れについて注視していきたいと思っております。その結果、町として行う事業等がございましたら検討は重ねていきたいと思っておりますし、スクールソーシャルワーカーの件につきましても教育部局と十分調整をとりながら必要な施策につきましては対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 来年度事業でございます。いずれにいたしましても、ほかの自治体でもこうした生活困窮支援事業につきまして、事業の内容を見ておりますと、大体、夏休み以後ぐらいから取り組んでいるわけであります。そうした点におきまして、県の予算が決まったら、すぐに実態をつかみ、そして補正対応でも幸田町での実施に向けて進められるように求めるものであります。

次に幸田町のいじめ基本方針について伺いたいと思っております。

2011年の東京電力福島第一原発の事故後に福島県から横浜市に避難した男子生徒が転校先の小学校でいじめを受けた問題が11月16日、原発避難いじめということで大きく報道をされました。いじめ防止対策推進法で重大事態に当たる金銭被害の疑いなどを学校が把握したにもかかわらず、学校と教育委員会が事態を認定するための協議をしていなかったことがわかって、大問題となったことであります。

生徒の親は、子どもが小学校5年生のとき、お金を持ち出していた初期段階で学校はその事実を把握していたにもかかわらず、電話1本も連絡なかったと心境を明かしております。この報道をきっかけに原発避難によるいじめが新潟市や群馬などでも明らかとなりました。

いじめ防止対策推進法は、2011年に大津市で起きた中学校2年生男子のいじめ自殺を機に、2013年に施行をされてきたところであります。幸田町では、幸田町いじめ防止基本方針が2015年1月に策定をされました。

その後、町内において、いじめの認知件数、実態調査、あるいは対応など、これについてお聞きするものであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の東京電力福島第一原発の事故にかかわります福島県から非難をしてきた横浜市に通う男子児童生徒の手記を本当に見ましたところ、本当に心が痛む中身でございました。私どももいじめにつきましては決して許される行為ではない。そして、またいじめられている子がいる場合は最後まで守ってあげる。いじめをしている子には、その子を許さず毅然とした対応が必要であるというように、また再認識をしたところでございます。

平成27年度の幸田町内、小中学校におきますいじめの認知件数は、小学校が10件、中学校が13件、合わせまして23件であります。特に小学校の中学年と中学校1、2年生に多い傾向があるということでございます。それから、実態調査でありますけれども、各学校におきましては、各学期にいじめアンケート、その後に児童生徒一人一人との面談を通していじめの発見に努めているところであります。

さらにまた、幸田町いじめ不登校対策協議会を年2回開催をいたしまして、児童相談所、人権擁護委員、あるいは警察署等々の構成員でおきます協議会を実施をし、各校のいじめの状況について共通認識を図っているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、部長が言われましたように、いじめが多くなってくる年代がギャングエイジと言われる中学年、それから中学校の1、2年、こうした節目の年に大きくなっていくわけでありまして。この時期に的確な対応、早期発見、早期対応、こういうことが行われなければ長期に及んで不登校となるわけでございます。

そこで、幸田町では今言われたいじめの認知件数、この中で特に重大事態、これは協議会やなんかを開かなければならないわけでありまして、重大事態、全国では303件あるそうでありまして。ですが、幸田町では、まだここまでは至っていないわけでありまして、この重大事態に近いことがあったかどうか。それについてもお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この実態調査以外にも、児童生徒の日常生活での表情だとか日記、あるいは生活記録など、子どもたちとの間で交わっておりますさまざまなこうした方法で児童生徒の様子についてを把握するようにしています。気になることがあれば、情報共有をして早期に対応。組織としても、学校全体としても対応をしていくというこ

とに心がけているところであります。

いじめの兆候についても同様ですが、現在まで重大事態については教育委員会のほうへの報告は入ってきておりません。今後も早期発見、それから早期の組織的対応ができるように努めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 重大事態になることはないということでございますが、しかしながら幸田町におきましても過去に、これは教育委員会の範疇にない、卒業後のことでありますけれども、いろんな問題が、重大事態以上の問題が出てきているわけでありまして、ですから、いじめはとにかく繰り返し繰り返し起き、それが非行に走ったり、あるいは本当に身体に大きな影響を受けたり、そういうことに発展するわけでございます。そうした点におきまして、やはりいじめ問題、このいじめ防止基本方針にも本当に書いてありますよ。そうしたものを常に取り上げながら認識をしていく、そういうことが大事だというふうに思います。そうした点で子どものサイン、これを見逃すと、これは大変大きな問題にも発展するわけでございます。そうした点におきまして、この子どものサインを見逃してしまう。こういうこともあるわけですね。先ほど言われました小学校13件。10件でしたかね。それから中学校が13件、小学校10件、合わせて23件であります。この小学校10件、この中でもう少し、このいじめにならない、そういう対応をしていく。サインを見逃さないでいく。こういうことが大事じゃなかろうかというふうに思うわけでありまして。そうした点で、先ほど部長はいろんな事例を言われました。学校の中でいろんな取り組みをしているということが言われたわけでありまして、実態はこのように出てくるわけでありまして、特に小学校中学年においては3カ月以上も教員が見逃してしまった。それがほかの子どもから親を通じて、親からまた教員に通じてしまうという、こういうことで慌てて対応をするというようなこともあるわけですね。ですから、そうした点で教員の資質向上ですね。これも非常に大事であります。あるいは、やはり若い先生ですと、やっぱり経験が足りないわけでありまして、本当に忙しい中で、子どもの勉強を見るのが精いっぱいという状況の中で、とても子どものサインまでは気がつかない。こういうこともあるわけでありまして、そうしたことがこうしたいじめの実態としてあらわれてくるというふうに思います。

そうした点で、教員の資質の向上、これをとりわけやっていただきたいと同時に、子どもたちへの対応ですね。これ書いてありますよね。子どものいじめ防止基本方針の中にいじめの定義、いじめの対応は以下のようなものがあるということで具体的に書いてある。ですから、こういうことが本当にいじめなんだよということをやっばり子どもたちにきちっとわかってもらう。冷やか、からかい、こういうこともやはり、これがやっばりいじめにつながるんだよと。そういうことを常日ごろ、やっばり認識をしながら、そうしたことは悪いといいますか、いじめにつながるというようなことを認識してもらう。この取り組みについて、やっばりやっていくべきではなかろうかと思っております。そうした点について、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、子どものサインを的確につかむかということでござい

す。この27年の集計の中のいじめの対応の中に、小学校の件数の主な内容というのは冷やかしかからかい、悪口やおどし文句など、嫌なことを言われる。そしてまた、仲間外れ、集団による無視、ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりするというような案件で、自分自身が苦痛に思うことというようなことに自分の定義も大きく解釈をされまして、私どもも積極的にそうしたいじめの認知件数については捉えて、件数を上げていくという姿勢を貫いております。そういう意味におきまして、未然防止と早期解決、教員の資質向上ということにつきましては、いじめを発見した場合、また通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まずに校内のいじめ不登校対策委員会にかけていく。そしてまた必要に応じて専門機関に相談をして連携を保っていく。そうしたことと資質向上の上ではまた研修、校内研修も現職の教育研修や対策委員会での研修も実施をしていくという状況に変わりはありません。

とにかく子どものサインを先生が見逃さないということがポイントになると思います。もう本当にここは個人の技量の部分にも関係があるところだとは思いますが、少しでもそうした感性のきわめてはいけるような形でこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。残り1分でございます。

○13番（丸山千代子君） 経験の浅い教員のフォロー体制、この支え合いづくりをぜひ強化をしていただけますようお願いをして質問を終わります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 本当に今回の事件をかんがみまして、さらにもう一度、このいじめ問題について深く内部でも検討協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は12月6日火曜日、午前9時から再開をいたします。本日、一般質問された方は議会だよりの原稿を12月12日まで、月曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。終わります。

散会 午後 3時53分